

28 学部

平成 28 年度

履 修 便 覧

東京藝術大学音楽学部

この「履修便覧」は平成28年度音楽学部入学者を対象に修得単位・履修方法等・その規程を説明したものである。特に変更の指示のない限り、学生はこれに従い履修計画を立て卒業時まで大切に保管すること。

目 次

I. 授業及び単位	1
II. 卒業要件単位	2
III. 授業科目の区分	3
1. 授業科目の区分	3
2. 授業の種別区分	3
IV. 専門科目の授業内容、履修方法等	4
1. オーケストラとチェンバーオーケストラ	4
2. 吹奏楽	5
3. 室内楽	5
4. ソルフェージュ	6
5. 和声	9
6. 副科実技	9
7. その他	12
V. 共通科目の授業内容、履修方法等	13
1. 教養科目	13
2. 外国語科目（言語・音声トレーニングセンター開設科目を含む）、国語（古文）	14
3. 保健体育科目	16
VI. その他の科目の授業内容、履修方法等	17
1. 留学生特別科目	17
2. 教職・教科に関する科目	17
3. 博物館学課程に関する科目	17
4. 美術学部開設科目	17
5. 言語・音声トレーニングセンター開設科目	17
6. 演奏芸術センター開設科目	17
7. 他大学開設科目	17
VII. 各科（専攻）別教育課程（カリキュラム）	18
○ 作曲科	18
○ 声楽科	19
○ 器楽科（ピアノ専攻）	20
○ 器楽科（オルガン専攻）	21
○ 器楽科（弦楽専攻）	22
○ 器楽科（管打楽専攻＜サクソフォン及びユーフォニウム専修以外＞）	23
○ 器楽科（管打楽専攻＜サクソフォン及びユーフォニウム専修＞）	24

○ 器楽科（古楽専攻＜チェンバロ専修＞）	25
○ 器楽科（古楽専攻＜チェンバロ専修以外＞）	26
○ 指揮科	27
○ 邦楽科（三味線＜長唄・常磐津・清元＞ 専攻）	28
○ 邦楽科（長唄・常磐津・清元専攻）	29
○ 邦楽科（邦楽囃子専攻）	30
○ 邦楽科（現代邦楽囃子専攻）	31
○ 邦楽科（日本舞踊専攻）	32
○ 邦楽科（箏曲山田流専攻）	33
○ 邦楽科（箏曲生田流専攻）	34
○ 邦楽科（現代箏曲専攻）	35
○ 邦楽科（尺八専攻）	36
○ 邦楽科（能楽専攻）	37
○ 邦楽科（能楽囃子専攻）	38
○ 邦楽科（雅楽＜笙・箏・篳篥・龍笛＞ 専攻）	39
○ 楽理科	40
○ 音楽環境創造科	41
VIII. 教職課程	42
IX. 博物館学課程（学芸員資格）	51
X. セメスター制科目の導入に伴う履修登録上の注意	53
XI. 履修登録	53
XII. 授業・試験関係	54
XIII. 留学に係る履修上の特例	54
XIV. 他大学等において修得した単位の認定	55
XV. 学生生活	55
XVI. 東京藝術大学音楽学部（大学院音楽研究科を含む）開設授業公欠の承認基準	60
XVII. 東京藝術大学学則（抄）	61
XVIII. 東京藝術大学音楽学部規則	68
XIX. 東京藝術大学音楽学部早期卒業内規	71
XX. 東京藝術大学音楽学部履修規程	72
XXI. 東京藝術大学音楽学部における演奏活動に関わる著作権隣接権等の取扱要項	73
略記法	75

I. 授業及び単位

授業期間

本学の授業は、1年を前期（4～9月）・後期（10～3月）の2期に分け、通年（1年間）、1学期（前期または後期の半年）、もしくは短期間の集中講義（原則として7、8、9、12月）によって行われる。

本学は平成27年度より「前期の半年」または「後期の半年」で授業を完結させ、それぞれの期ごとに単位を付与する「セメスター制」を導入した。よって、授業期間は原則として「前半の半年」または「後半の半年」であるが授業科目の性質上、例外として、従前のとおり「1年間の通年」としているものもある。「セメスター制」の詳細は53ページを参照すること。

授業時間

本学の授業時間は、原則として2時間を1コマ（1時限）として設定されているが、個人指導による実技授業については各科（専攻）で定める。

授業時間割

本学の授業時間割は以下のように設定されている。

校地 \ 時限	1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限	（6 時限）
上野校地	9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	（18:00～19:30）
千住校地	9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	

* 上野校地の6時限は、授業実施上、5時限までに時間割設定ができない場合、臨時に設ける時間帯である。

単位

音楽学部では、東京藝術大学学則第80条に従い、1単位の授業科目は45時間の学修（授業時間外における学修時間を含む）を必要とする内容をもって構成するものとし、講義は15時間、演習は30時間、実験、実習、及び実技については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、個人指導による実技授業については、3.75時間の授業をもって1単位とし、卒業作品、卒業演奏、卒業論文、卒業制作の単位数は、各科（専攻）で定めたものとする。

授業の1コマごとの単位数は原則として以下のように設定されている（ただし、以下の各授業形態と実際の授業科目名とは一致しないことがある）。

講義	義	4単位（通年）、2単位（1学期）
外国語	語	2単位（通年）、1単位（1学期）
演習	習	2単位（通年）、1単位（1学期）
実験	験	2単位（通年）、1単位（1学期）
実習	習	2単位（通年）、1単位（1学期）
実技	技	1～8単位（通年、1学期）
個人指導による実技		コマ授業の枠外

なお、同一の授業科目は、特に指定のあるもの以外は、原則として再履修しても単位加算されないもので、注意すること。

Ⅱ．卒業要件単位

音楽学部を卒業するためには、4年以上在学し、下表に示した最低単位数を修得しなければならない。履修に際しては、各自が履修便覧等をよく検討し、責任を持って計画を立て、必要な単位を修得すること。

科・専攻			専 門 科 目		共 通 科 目		合 計
			必 修 科 目	選 択 科 目	選 択 科 目		
					教養科目	外国語科目	
作曲			70	30	16	8	124
声 楽			64	28	16	16	124
器 楽	ピ ア ノ		92	8	16	8	124
	オ ル ガ ン		86	14	16	8	124
	弦 楽		90	10	16	8	124
	管 打 楽	Sx.Euph 専修以外	88	12	16	8	124
		Sx.Euph	72	28	16	8	124
	古 楽		84	14	16	10	124
指 揮			90	10	16	8	124
邦 楽	三 味 線 音 楽		88	12	16	8	124
	邦 楽 囃 子		88	12	16	8	124
	現 代 邦 楽 囃 子		78	22	16	8	124
	日 本 舞 踊		80	20	16	8	124
	箏 曲 山 田 流		88	12	16	8	124
	箏 曲 生 田 流		90	10	16	8	124
	現 代 箏 曲		78	22	16	8	124
	尺 八		72	28	16	8	124
	能 楽		90	10	16	8	124
	能 楽 囃 子		86	14	16	8	124
	雅 楽		68	32	16	8	124
	楽 理			62	24	24	14
音 楽 環 境 創 造			52	48	12～16	8～12	124

※教養科目・外国語科目・選択科目は、各科（専攻）で必要としている最低単位数を示したものである。

詳細については、「教養科目」「外国語科目」の項及び各科・専攻別カリキュラムを参照すること。

Ⅲ. 授業科目の区分

1. 授業科目の区分

○ 履修の指定方法により、以下のように区分される。

- (1) 必修科目：必ず履修しなければならない科目
- (2) 選択科目、教養科目及び外国語科目：指定された科目群の中から、定められた単位数を修得しなければならない科目
- (3) 自由科目：上記2枠で履修した科目以外で、開設科目の中より任意に履修する科目（卒業要件単位には含まれない）。他科（専攻）の専門科目のように、原則として履修することができない科目も少なくないので、注意すること。

2. 授業の種別区分

○ 授業の種別により、以下のように区分される。

- (1) 専門科目：各科（専攻）の専門課程の中心をなす授業とし、以下のように3種に大別される。

① 履修が原則として当該の科（専攻）の学生に限られる専門科目

専門実技科目（個人レッスン、演習、実習、理論）

作曲科作曲理論関係科目、楽理科音楽学関係科目、音楽環境創造科プロジェクト一部の講義

その他：学内演奏

卒業作品、卒業演奏、卒業論文、卒業制作

② 複数の科（専攻）に関わる専門科目

オーケストラ（オーケストラ、チェンバーオーケストラ）

吹奏楽

室内楽

その他一部の実技、講義

③ 全科（専攻）を対象とする専門科目

ソルフェージュ

和声

副科実技

- (2) 共通科目：科（専攻）の別に関わりなく、学部内に共通に開設される科目。

教養科目（一般教養科目及び専門基礎科目）

外国語科目（言語・音声トレーニングセンター開設科目を含む）、国語（古文）

- (3) その他

留学生特別科目：外国人留学生のために開設される科目

教職・教科に関する科目：教員免許状を取得するために必要な科目

博物館学課程に関する科目：学芸員資格を取得するために必要な科目

保健体育科目

交流科目：音楽学部または美術学部開設科目で両学部生が履修できる科目

美術学部開設科目：特に履修を認められた科目

言語・音声トレーニングセンター開設科目

演奏芸術センター開設科目

芸術情報センター開設科目

保健管理センター開設科目

他大学開設科目：他大学との単位互換制度により特に履修を認められた科目（現在はお茶の水女子大学のみ）

IV. 専門科目の授業内容、履修方法等

授業は原則として週1回行われ、各科（専攻）のカリキュラムに従い、それぞれ必修科目、選択科目、あるいは自由科目の単位となる。

なお、専攻指定、学年指定により開講している授業が多いので、履修にあたっては注意すること。

- ・履修が当該の科（専攻）の学生に限られる専門科目→各科別教育課程を参照
- ・複数の科（専攻）に関わる専門科目→下記を参照

1. オーケストラとチェンバーオーケストラ

オーケストラ授業は弦楽及び管打楽専攻（サクソフーン及びユーフォニアム専修を除く。）の学部2、3、4年次の学生を対象とした必修の授業である。

履修できるオーケストラは①大きな編成のオーケストラ（以下オーケストラ）と②チェンバーオーケストラ（弦楽専攻の学生）の2つがある。

弦楽専攻の学生は同年度に両方のオーケストラを履修することはできない。

それぞれのオーケストラの履修内容と履修方法は下記のとおりである。

① オーケストラ

オーケストラ授業は、学部の2～4年次の弦楽、管打楽専攻生（サクソフーン及びユーフォニアム専修を除く。）を主体として編成され、古典から現代までのオーケストラ作品（管弦楽曲・協奏曲・オペラ等）を中心に学び、授業の成果を学内外で発表する。

授 業 科 目	科 目 区 分	年 次	単 位 数	
			前期	後期
オーケストラ	必 修	2年次	4	4
		3年次	4	4
		4年次	4	4

(1) 授業時間

原則として毎週火曜日の1時限から2時限、木曜日の4時限から5時限、及び特別に設定された時間。

② チェンバーオーケストラ

学部2、3、4年次の弦楽専攻の学生と大学院の弦楽及び室内楽専攻の学生によって編成される。

チェンバーオーケストラのためのレパートリーを中心に、指揮者のもとでの演奏と指揮者なしでの演奏の両方を研究し、その成果を学内外で発表する。

(1) 履修方法と注意事項

チェンバーオーケストラの弦楽器の編成は第1ヴァイオリン8名、第2ヴァイオリン6名、ヴィオラ5名、チェロ4名、コントラバス2名、計28名。

履修を希望する弦楽専攻の学生は毎年度履修登録を登録期間内（学事暦参照のこと）に提出する。

履修希望者が定員を超えた場合はオーディションを行い、各弦楽器の履修者を選抜する。

(2) 履修単位

弦楽専攻の学生は8単位取得

(3) 履修年限

チェンバーオーケストラを複数年履修することは可能であるが、弦楽専攻の学生は学部在学中に1年間は①オーケストラを履修すること。

2. 吹奏楽

学部2年生及び3年生の必修授業（サクソフォーン及びユーフォニウム専修生は学部1年生～4年生必修）として毎週水曜日の4時限～5時限に合奏授業を行う。古典から現代までの吹奏楽のオリジナル作品、及び編成に応じて編曲された作品等を研究し、成果を発表する。吹奏楽演奏会、定期演奏会には学部4年（選択科目）、別科、大学院生も参加することが出来る。

3. 室内楽

○ クラス区分・履修方法等

区分 授業科目	単位数	履修年次	必修・選択・自由			
			弦楽	管打楽	ピアノ	古楽
室内楽Ⅰ	2単位	1年次	必修	必修		
室内楽Ⅱ	4単位	2年次～	選択	選択		
室内楽Ⅲ	4単位	3年次～	選択	選択	選択	自由
室内楽Ⅳ	4単位	4年次	選択	選択	選択	自由
室内楽（Va持ち替え）※	2単位	2年次～	選択			

※ 室内楽（Va持ち替え）はヴァイオリン専攻学生がヴィオラに持ち替えて2グループ目を履修する場合の選択科目。

- (1) クラスを、室内楽Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・室内楽（Va持ち替え）に区分する。
- (2) Ⅰはクラス授業、Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・室内楽（Va持ち替え）は原則としてグループごとの個別授業として行う。
- (3) 履修は、Ⅰの単位取得者がⅡ、Ⅱの単位取得者がⅢというように、Ⅰ→Ⅱ→Ⅲ→Ⅳの順に行うこと。
- (4) 「室内楽Ⅰ」は、弦楽・管打楽専攻学生の必修科目。
- (5) 「室内楽Ⅱ」は、弦楽・管打楽専攻学生の選択科目。ただし、ハーブ専攻学生には開講していないので、ハーブ専攻学生はⅠを取得後、3年次からⅢを履修することができる。
- (6) 「室内楽Ⅲ・Ⅳ」は、弦楽・管打楽専攻学生及びピアノ専攻学生の選択科目、古楽専攻学生の自由科目。ピアノ専攻・古楽専攻学生は、Ⅲから履修を開始すること。
- (7) 室内楽Ⅰ以外の各室内楽科目は、毎年1月上～中旬（学事暦及び掲示等を参照のこと）に履修希望の申し込みを行ったうえで、4月に教務システムによる履修登録を行うこと。

○ グループ編成

- (1) 編成の種類
 - ① 弦楽専攻の室内楽Ⅱは、弦楽三重奏（Vn, Va, Vc/2Vn, Va）、弦楽四重奏（Cbは例外）
 - ② 弦楽専攻の室内楽Ⅲは、弦楽三重奏（Vn, Va, Vc/2Vn, Va）、弦楽四重奏、弦楽五重奏、弦楽六重奏、ピアノ三重奏、ピアノ四重奏、ピアノ五重奏（Cb, ハープは例外）
 - ③ ピアノ専攻の室内楽Ⅲは、ピアノ三重奏、ピアノ四重奏、ピアノ五重奏（チェンバロは例外）
 - ④ 管打楽専攻の室内楽Ⅱ・Ⅲは、木管四重奏、木管五重奏、木管六重奏、木管八重奏（Sxは例外）、金管三重奏、金管四重奏、金管五重奏（Tb, Euph, Tuは例外）、金管八重奏、金管十重奏、打楽器合奏
 - ⑤ 室内楽Ⅳの編成は、Ⅲまでの編成に加えて、すべての楽器を三重奏から七重奏までの範囲で自由に組み合わせることができる。
- (2) 編成方法
 - ① グループ編成の際、室内楽Ⅱ・Ⅲ・Ⅳのそれぞれ同じクラスの学生で組むことを原則とする。ただし、次の2つの条件の両方を満たしている場合には、他のクラスの学生とグループを組むことも可能である。
条件1：室内楽ⅡはⅢの学生、室内楽ⅢはⅡまたはⅣの学生、室内楽ⅣはⅢの学生との組み合わせである

こと。

条件2：他のクラスの学生の占める人数が、その編成の半数以下であること。

(三重奏・四重奏は1人、五重奏・六重奏は2人、七重奏は3人まで)

- ② 履修は、学生1人につき1グループであるが、次の専攻学生は2グループまでの履修が可能である。

弦楽：VaとVcの専攻学生。Vn専攻学生がVaに持ちかえた場合。

管楽：FlとCl以外の専攻学生

- * この場合、2グループを担当してもその学生の履修単位数は、1グループ担当の時と同じであるが、Vn専攻学生がVaに持ちかえて2グループを担当する場合には、卒業要件単位として2単位が加算される。

(選択科目「室内楽(Va持ち替え)」の単位として加算)

ただし、この単位加算が認められるのは、学部在学中1回のみである。

- ③ 編成したグループのメンバーは、その年度内は変わらないこととする。やむを得ない事情によりメンバーや編成の変更を認めることがあるが、そのような事情が生じた場合は、ただちに室内楽教員室に届け出ること。

○ 試験

- (1) 学年末試験の課題曲及びその他の履修曲目は、いずれも指導担当教員と相談して決めること。

- (2) 試験は「藝大定期演奏会室内楽」のためのオーディションを兼ねて行われる。

また、通常の試験期間とは別の期間に行われるので、注意すること。(詳細については、学事暦や年度初めに出る「室内楽授業について」を参照すること。)

4. ソルフエージュ

ソルフエージュの授業は、「基礎」から「展開」への課程を通して行われる。

基礎は、漸進的かつ一貫した内容の授業が行われる。

展開は、開設科目の内から1科目を選択して履修する。(8ページ「ソルフエージュ展開」参照)。

音楽環境創造科を除く新入生は、第1回目の授業で行われる「新入生クラス分け試験」結果により受講クラスが決定されるので、必ずこの試験を受けること。欠席した場合、原則として当該年度の受講はできないので注意すること。

ソルフエージュ基礎・展開の他自由選択科目として「古楽ソルフエージュ」「現代音楽ソルフエージュ」「即興演奏ソルフエージュ」の3クラスが開講されている(8ページ「その他のソルフエージュ」参照)。

各科別の履修区分については、7ページ「(2)履修区分」の表を参照のこと。なお、邦楽科及び音楽環境創造科については、当該科所属学生のために開設するソルフエージュ科目が、別に設けられているので特に注意すること。

○ ソルフエージュ基礎

授業内容は、読譜、聴感覚、リズム感覚、表現能力の育成と理論からなる。

- (1) 履修方法等

- ① 前期、及び後期の「基礎修了認定試験」結果により次の学期に於ける展開課程への進級を認める。

- ② 邦楽科学生のためのソルフエージュ

ア 邦楽科学生のためのソルフエージュ(C-a)は入門基礎である。

イ ソルフエージュ(C-b)を履修するにはソルフエージュ(C-a)の単位を取得しなければならない。

ウ 邦楽専攻の学生であっても第1回授業日における新入生クラス分け試験結果により、受講クラスがソルフエージュAまたはソルフエージュBとなることがある。

(2) 履修区分

① 音楽環境創造科を除く全科

科・専攻	科目区分	授業科目	年 次	単 位 数		備 考
				前期	後期	
器楽科のピアノ及び管打楽専攻、邦楽科、音楽環境創造科を除く全科	必修 (A)	ソルフェージュ基礎	1	2	2	うち、1学期2単位、年4単位までを履修
		ソルフェージュ展開		2	2	
		ソルフェージュ基礎	2	2	2	うち、1学期2単位、年4単位までを履修
		ソルフェージュ展開		2	2	
	選択 (B)	ソルフェージュ基礎	3以上	2	2	うち、1学期2単位、年4単位までを履修
		ソルフェージュ展開		2	2	
器楽科のピアノ及び管打楽専攻	必修 (A)	ソルフェージュ基礎	1	2	2	うち、1学期2単位、年4単位までを履修
		ソルフェージュ展開		2	2	
	選択 (B)	ソルフェージュ基礎	2以上	2	2	うち、1学期2単位、年4単位までを履修
		ソルフェージュ展開		2	2	
邦 楽 科	※	ソルフェージュC－a	1	2	2	
	選択	ソルフェージュC－b	2	4		

※ 専攻により必修、選択の別が異なるため、それぞれの専攻別「教育課程（カリキュラム表）修得単位年次表」を参照のこと。邦楽囃子、日本舞踊、雅楽は自由科目として履修可。

② 音楽環境創造科

科	授業科目	単位数	履修方法
		通 年	
音楽環境創造科の教職希望者のためのソルフェージュ	ソルフェージュ（音楽基礎演習A）	2	(i) 1年間にA、Bの両方、計4単位を履修。 (ii) 2年間で計4単位を履修。2年目は1年目の履修にかかわらずA・Bどちらを履修してもよい。
	ソルフェージュ（音楽基礎演習B）	2	

※ (i)、(ii)のいずれかの履修方法で、計4単位を履修すること。

※ 音楽環境創造科の教職課程履修希望者は、学科の教職担当教員の面接を受け、その指導に従うこと。

(3) 教員免許の取得に関する注意事項

邦楽専攻の学生が教員免許の取得を希望する場合にはC－bの4単位を取得しなければならない。従って、C－aとC－bの2科目を履修する（2年間）必要がある。

音楽環境創造科の学生が教員免許の取得を希望する場合にはソルフェージュ（音楽基礎演習A）またはソルフェージュ（音楽基礎演習B）を取得しなければならない。

○ ソルフエージュ展開

ソルフエージュ基礎で修得した音楽の基礎能力をより高度に展開させる。

(1) 履修方法等

- ① 履修登録期間に行う教務システムによる登録とは別に、ソルフエージュ研究室に履修希望クラスの申込を行う必要がある。履修申込期間については、その都度掲示するので注意すること。履修申込受付期間終了後の申込は一切受け付けない。
- ② 内容は年度により多少異なることがある。
- ③ 履修科目の選択はクラス編成の都合上、希望通りにならないことがある。
- ④ 授業開始後、担当教員が学生の履修を不適当と認めた場合には、他のクラスへの移行を助言することがある。

開設科目一覧

科目	時限	授 業 内 容
応用ソルフエージュ	月・木 1 月・木 2	より高度、かつ汎用なソルフエージュ（各クラス内の専攻によっては下記の内容を含む場合がある）
器楽ソルフエージュ	月・木 1 月・木 2	楽器によるソルフエージュ（楽器による聴音、初見奏等）
声楽ソルフエージュ	月・木 1	視唱を中心としたソルフエージュ（音程の習得、言葉のリズム等）
ピアノ伴奏ソルフエージュ	月・木 2	ピアノ視奏法を中心としたソルフエージュ（ピアノ伴奏を含む初見奏、スコアリーディングの基礎、数字付き低音奏、伴奏付け等）

※ 基礎修了認定試験合格後、展開クラスを初めて選択する際は、「応用ソルフエージュ」クラスの履修を推奨する。

(2) 履修科目の選択

下記の表を原則とする。

作曲・ピアノ・指揮・楽理	声楽	器楽（ピアノ以外）
応用ソルフエージュ		
器楽ソルフエージュ ピアノ伴奏ソルフエージュ	声楽ソルフエージュ	器楽ソルフエージュ

○ その他のソルフエージュ（選択、自由科目、通年）

(1) 古楽ソルフエージュ（木曜日 4 時限）

バロック時代以前の音楽を演奏するために必要な楽譜の読み方と、その時代の音楽の目的を学ぶ（ソルミゼーション、旋法、古典音律、通奏低音、音楽修辞学等の基礎学習）。

(2) 現代音楽ソルフエージュ（木曜日 3 時限）

ドビュッシー以降、20世紀から現代に至るまでのレパートリーにおけるソルフエージュ的アプローチの実践。音組織、リズム、様式について読譜を通じてその研究を深める。

(3) 即興演奏ソルフエージュ（木曜日 4 時限）

演奏のより豊かな表現力を培うための即興演奏を主体とした授業。実際の音から原動力、音程、リズム、様式等を読み取り、即興する。

5. 和声

○ 授業科目及び履修方法等

- (1) 授業科目や履修方法等については下表の通りである。
- (2) 和声は「セット科目」(53ページ参照)である。同一年度で前期・後期の両方を履修しなければならない。異なる年度に前期または後期を履修しても単位は認定されない。
- (3) 履修方法等欄の◎以外で修得した単位については、各科(専攻)のカリキュラムに従い、選択科目または自由科目の単位として認められる。なお、異なるクラスを同一年度に履修することはできない。
- (4) 声楽科・器楽科学生が選択科目として「和声(中級)」を、邦楽科学生が教職科目として「西洋音楽理論Ⅰ」を履修する場合は、二年次以降の履修を認める。履修希望者は、履修希望年度の前年度における2月中旬までに(学部入試による登校禁止期間が始まる前に)その旨作曲科教員室に申し出ること。
- (5) 邦楽科の教職課程履修者は、2年次以降「西洋音楽理論Ⅰ」を必ず修得すること。なお、履修希望者には、和声の授業に必要な最低限の音楽理論(楽典)が身につけているか見極めるための「認定試験」を課し、その合格者に対して履修を認める。ただし、ソルフェージュAまたはソルフェージュBの受講が認められた者(6ページ「4. ソルフェージュ ○ソルフェージュ基礎 (1) ②ウ)」については、1年次より上記「認定試験」の受験を認める。
- (6) 楽理科の教職課程履修者は、「和声」あるいは「対位法」「管弦楽概論」「音楽分析」の中から、いずれか1科目を修得すること。
- (7) 音楽環境創造科の教職課程履修者は、「音楽理論演習」を必ず修得すること。

科・専攻	授 業 科 目		単 位	年 次	履 修 方 法 等
声 楽 科 器 楽 科 音 楽 環 境 創 造 科	和 声	初 級	4	1	◎声楽科学生は、初級が必修科目。 ◎器楽科学生は、初級・中級が必修科目。（管打楽専攻は、初級が必修科目） ○初級 → 中級 → 上級と段階的に履修すること。 ○毎年4月に履修者のクラスを指定する。
		中 級	4	2	
		上 級	4	3～	
指 揮 科 楽 理 科	和 声	I	4	1	◎指揮科学生は、Ⅰ・Ⅱが必修科目。 ○Ⅰ→Ⅱと段階的に履修すること。
		Ⅱ	4	2	
邦 楽 科	西 洋 音 楽 理 論	I	4	2	○Ⅰは、和声初級を履修すること。 ○Ⅱは、和声中級、対位法、管弦楽概論の中からいずれか1科目を履修すること。
		Ⅱ	4	3～	

6. 副科実技

副科実技は、「副科ピアノⅠ」(必修科目)、「副科ピアノⅡ」(選択または自由科目)、「ピアノ以外の副科実技」(選択または自由科目)が開設されている。

「副科ピアノⅡ」(選択または自由科目)の履修希望調査は、在学生にあっては履修年度の前年度1月、新入生にあっては履修年度の前年度3月(入学手続時)に行う。「ピアノ以外の副科実技」(選択または自由科目)の履修希望調査は、履修年度の前年度11月に行う。(学事暦及び掲示等を参照のこと)なお、履修する年度の4月に教務システムによる履修登録も必要であり注意すること。

○ 副科ピアノ

- (1) 履修区分 (Iは必修科目、IIは選択または自由科目)

科 ・ 専 攻	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
作 曲 指 揮	I	I	II	II
弦 管 打 楽	I	II	II	II
声 楽 オ ル ガ 古 邦 楽 音 楽 環 境 創 造	II	II	II	II

(2) 履修方法

- ① 試験での演奏曲目につきA)～F)までの6つのグループを設ける。グループの内容は以下のとおりである。

- A) 声楽又は器楽の伴奏（中学・高校教材程度以上のもの）
- B) エチュード
- C) バロックの作品
- D) 古典派の作品
- E) ロマン派の作品
- F) 近・現代の作品

- ② 各グループには特に課題曲を設けないが、年度初めに内容についての概略を発表する。
- ③ グループA)「声楽又は器楽の伴奏（中学・高校教材程度以上のもの）」は必ず履修するものとし、その他のグループについては適宜履修すること。
- ④ 同一グループを重複して履修しないこと。（3年次以降の履修についてはこの限りではない。）
- ⑤ 前期末・後期末に各自が選択したグループの曲により試験を行い、試験に合格した者に1単位（1学期）を与える。
- ⑥ 1回の試験で2つのグループの曲を同時に受験することはできない。
- ⑦ 試験では上記グループA)を除き暗譜で演奏すること。
- ⑧ 履修方法の一例

ア) 副科ピアノⅠ（必修科目）＋副科ピアノⅡ（選択または自由科目）を履修する場合の一例

・必修期間が1年の科

	1年次		2年次		3年次		4年次	
例1（4年次まで履修する場合の例）	<u>A)</u>	B)	C)	D)	自由	自由	自由	自由
例2（3年次まで履修する場合の例）	E)	<u>A)</u>	D)	B)	自由	自由		
例3（2年次まで履修する場合の例）	D)	<u>A)</u>	B)	E)				
例4（1年次のみ履修する場合の例）	<u>A)</u>	C)						

・必修期間が2年の科

	1年次		2年次		3年次		4年次	
例1（4年次まで履修する場合の例）	C)	D)	E)	<u>A)</u>	自由	自由	自由	自由
例2（3年次まで履修する場合の例）	E)	D)	<u>A)</u>	F)	自由	自由		
例3（2年次まで履修する場合の例）	C)	<u>A)</u>	B)	D)				

イ) 副科ピアノⅡ（選択または自由科目）のみを履修する場合の一例

	1年次		2年次		3年次		4年次	
例1（4年次まで履修する場合の例）	<u>A)</u>	B)	C)	D)	自由	自由	自由	自由
例2（3年次まで履修する場合の例）	E)	<u>A)</u>	F)	D)	自由	自由		
例3（2年次まで履修する場合の例）	C)	<u>A)</u>	F)	E)				
例4（1年次のみ履修する場合の例）	<u>A)</u>	F)						

(3) 副科ピアノⅠ（必修科目）の履修

所定の年次内に必要な単位を修得すること。所定の年次内に修得できない場合は、引き続き次の学期に履修を続けること。

(4) 副科ピアノⅡ（選択または自由科目）の履修

- ① 副科ピアノⅡ（選択または自由科目）は、副科ピアノⅠ（必修科目）の所定の単位を修得した者と声楽科・オルガン専攻・古楽専攻・邦楽科・楽理科・音楽環境創造科の学生が、所定の手続き（履修登録）をしたうえで履修することができる。（古楽専攻・邦楽科・楽理科＜入試において副科実技をピアノで受験した者は除く＞・音楽環境創造科の学生に対してはオーディションを行い合格した者に履修を認める。）

ただし、副科ピアノⅠ（必修科目）を必修年次内に修得していない者（休学の場合は除く）は、副科ピアノⅡ（選択または自由科目）の履修を認めない。また、副科ピアノⅡ（選択または自由科目）の履修は、副科ピアノⅠ（必修科目）の履修に継続して行うものとし、途中で中断失格及び不合格した場合（休学の場合は除く）は、以後の履修を認めない。

- ② 副科ピアノⅡ（選択または自由科目）の履修登録をした者がその履修を取り消しをする場合、前期にあつては新年度授業開始後2週間以内に、後期にあつては後期履修登録期間中に副科ピアノ担当教員の承認を得たうえで、教務係に届け出なければならない。

(5) 邦楽科学生で教員教職免許状取得を希望する者の履修

- ① 副科ピアノⅡ（選択または自由科目）履修は、1年次または2年次より開始すること。
 ② 年度の初めに新規取得希望者（1年または2年生）に対してオーディションを実施し履修者を決定する。
 ③ 履修中に単位を修得できなかった者についてはその時点で打ち切り、以後の履修は認めない。

(6) 音楽環境創造科学生で教員教職免許状取得を希望する者の履修

- ① 年度の始めに新規取得希望者に対してオーディションを実施し履修者を決定する。
 ② 履修中に単位を修得できなかった者についてはその時点で打ちきり、以後の履修は認めない。

○ ピアノ以外の副科実技（選択または自由科目）

ピアノ以外の副科実技は、独唱・合唱と鍵盤・弦楽・管打楽・古楽・邦楽の各楽器及び指揮法が開設されており、いずれも選択科目または自由科目である。授業は原則として初級と中級に分かれ、その履修方法等も異なっている。各科目ともに2単位（通年）であり、試験は後期末に行われる。

(1) 開設科目

科 目		科 目		科 目		科 目	
声乐	独 唱	管 打 楽 器	フルート オーボエ クラリネット ファゴット サクソフォーン ホルン トランペット トロンボーン ユーフォニアム チューバ 打 楽 器	邦	長 唄 三 味 線	邦	箏 曲（山田流）
	合 唱				常 磐 津 三 味 線		箏 曲（生田流）
鍵盤 楽器	オルガン	弦 楽 器	ヴァイオリン ヴィオラ チェロ ハープ	邦	清 元 三 味 線	邦	尺 八（琴古流）
					長 唄		尺 八（都山流）
弦 楽 器		古 楽	チェンバロ フォルテピアノ バロックヴァイオリン バロックチェロ ヴィオラ・ダ・ガンバ バロックオーボエ フラウト・トラヴェルソ	楽	常 磐 津	楽	能 楽（観世流）
					清 元		能 楽（宝生流）
					邦楽囃子（小 鼓）		能楽囃子（小 鼓）
					邦楽囃子（大 鼓）		能楽囃子（大 鼓）
					邦楽囃子（太 鼓）		能楽囃子（太 鼓）
					邦楽囃子（太 鼓）		能 楽 囃 子（ 笛 ）
					邦楽囃子（ 笛 ）		能 楽 狂 言
							日本舞踊
							雅 楽

指揮	指揮法概論（集中）
	副科指揮法（通年）

※ 指揮科以外の教職課程履修者は、「指揮法概論」あるいは「副科指揮法」のいずれか1科目（2単位）を必ず履修すること。

(2) 初級

- ① 初級は原則としてグループレッスンにより授業を行う。
 ② 開設科目（楽器等）は年度ごとに異なるので、履修希望調査時（履修年度の前年度11月）の掲示発表で確

認すること。

- ③ 教職課程専門科目となっている「合唱」「独唱」は毎年度開講するが、教職課程履修者及び作曲科・指揮科の学生で選択科目として履修する者以外の履修はできない。

(3) 中級

- ① 中級は原則として個人レッスンにより授業を行う。
② 履修者は原則として初級の履修を終え、試験・オーディション等に合格した者に限る。

(4) 履修方法等

- ① 履修希望調査は、履修年度の前年度11月に行う。(学事暦及び掲示等を参照のこと)
② 開設科目(楽器等)によっては年度により開講しないもの、履修者数の制限をするもの等の条件があるので、注意すること。
③ 開設科目(楽器等)によってはガイダンス(面接)等を行うことがあるので注意すること。このガイダンス等に参加しない者に受講は認めない。
④ 1年間に履修できる科目は1科目である。ただし、作曲科・指揮科・邦楽科・楽理科・音楽環境創造科の学生は2科目までとする。(教職科目として履修する「独唱」「合唱」「指揮法」は、この履修科目数に加えない。)
⑤ 履修希望調査票提出後の取り消しは認めない。やむを得ない理由により取り消しを希望する場合は、教務係ですみやかに所定の手続きをとることとするが、新年度授業開始後の取り消しは一切認めない。取り消しの手続きをしないで履修を放棄したり、試験を受験しない者は、取り消しの手続きをしなかった楽器等の副科実技の以後の履修は認めない。('独唱初級'を除く。)
⑥ 1年次生の受講はできない。('合唱'、'指揮法'を除く。)
⑦ 履修年度の前年度11月に履修希望調査票を提出し受講が決定した場合、必ず新年度4月の履修登録期間に教務システムで履修登録を行うこと。教務システムで履修登録して初めて登録完了となる。教務システムでの履修登録が完了していない場合、単位が付与されないので注意すること。

7. その他

○ 楽理科開設実技科目

(1) 授業科目

下記のいずれかの科目も通年授業(2単位)で行われる。

西洋古楽演奏Ⅰ
西洋古楽演奏Ⅱ
ガムラン演奏Ⅰ
ガムラン演奏Ⅱ
東洋音楽演奏Ⅰ(奇)
東洋音楽演奏Ⅱ(偶)

※表記中「(奇)及び(偶)」は奇数又は偶数年度(西暦)に開講する授業を示す。

(2) 履修方法等

- ① 履修希望者多数の場合は、楽理科生が優先される。
② 西洋古楽演奏については、Ⅰは初心者用、Ⅱは経験者用なので、同一年度に両方を履修することはできない。
③ ガムラン演奏、東洋音楽演奏のⅠ・Ⅱについては、グレード別ではなく、授業内容が異なる。

V. 共通科目の授業内容、履修方法等

1. 教養科目

教養科目は、一般教養科目と専門基礎科目で構成されている。両科目のうちから、できるだけ広い分野にわたり16単位以上を修得すること。

一般教養科目と専門基礎科目の開設科目および授業内容については、授業時間割表およびシラバスで必ず確認すること。

なお、必要修得単位数以上の単位については、自由科目の単位として認められる。ただし、科（専攻）によっては専門科目の必修科目又は選択科目に指定している科目も少なくないので、注意すること。

○ 一般教養科目

一般教養科目は、専門科目や実技レッスンと並行して、芸術感覚、歴史感覚、国際感覚、社会感覚を培い、人間に対する洞察力を養い、人間と文化を総合的にとらえる眼を育てるために開設されている選択科目である。

(1) 履修条件等

- ① 集中講義科目については、受講生を制限することがある。
- ② 年度によっては、開講しない授業科目があるので注意すること。開講科目は毎年必ず授業時間割表により確認すること。

○ 専門基礎科目

専門基礎科目は、専門教育の基礎となる授業科目で、専門に直接関連のある基礎知識や理論、技法等を学ぶことにより、専門教育の糧となることを目的とする科目である。

(1) 履修条件等

科 目	条 件 等
A V メ デ ィ ア	「音響学」を修得していることが望ましい。
音 楽 分 析	指揮・楽理科学生は「和声Ⅰ」、それ以外の学生は「和声中級」を修得した者に限る。作曲科学生の履修は不可。
管 弦 楽 概 論	指揮・楽理科以外の学生は、「和声初級」を修得した者に限る。作曲科学生の履修は不可。
対 位 法	指揮・楽理科以外の学生は「和声初級」を修得した者に限る。
ピアノ伴奏理論（声楽曲）	ピアノ専攻学生は、2年次から履修できるが、その他の学生は3年次から履修すること。

(2) その他の留意事項

- ① 「邦楽実技論」は、三味線音楽、箏曲、能楽、日本舞踊の各教員が分担して行い、実技を伴うクラス授業である。隔年開講のため注意すること。
- ② 楽理科以外の教職課程履修者は、「西洋音楽史」「日本・東洋音楽史」を必ず修得（教職課程の必修科目）すること。
 なお、楽理科学生は「西洋音楽史」「日本・東洋音楽史」「音楽リサーチ法Ⅰ・Ⅱ」を履修しても、単位の修得を認めない。
- ③ 年度によっては、開講しない授業科目があるので注意すること。開講科目は毎年必ず授業時間割表により確認すること。

2. 外国語科目（言語・音声トレーニングセンター開設科目を含む）、国語（古文）

外国語科目は、言語の習得を通じて様々な形での教養を身につけることを目的として開設されている選択科目である。なお、各科（専攻）別に履修方法・必要修得単位数等が異なるので、注意すること。

○ 開設科目

科 目	レ ベ ル	単 位	授 業	備 考
英 語	初級Ⅰ、Ⅱ	1	週1回（1学期）	ⅠとⅡの両方を履修すること
	中級Ⅰ、Ⅱ	1	週1回（1学期）	ⅠとⅡの両方を履修すること
	上級Ⅰ、Ⅱ	1	週1回（1学期）	
	演習Ⅰ、Ⅱ	1	週1回（1学期）	
独 語 仏 語 伊 語 露 語	初級Ⅰ、Ⅱ	1	週1回（1学期）	必ず1学期週2コマを履修すること ⅠとⅡの両方を履修すること
	中級Ⅰ、Ⅱ	1	週1回（1学期）	
	上級Ⅰ、Ⅱ	1	週1回（1学期）	
ラテン語	Ⅰ、Ⅱ	1	週1回（1学期）	ⅠとⅡの両方を履修すること
スペイン語	初級Ⅰ、Ⅱ	1	週1回（1学期）	美
	中級Ⅰ、Ⅱ	1	週1回（1学期）	音
韓 国 語	初級Ⅰ、Ⅱ	1	週1回（1学期）	美

英語の初級および中級は、それぞれ「Ⅰ、Ⅱ」両方を履修したことにより修得したものとみなす。

英語以外の言語の初級及びラテン語は、「Ⅰ、Ⅱ」両方を履修したことにより修得したものとみなす。

これらについては、「Ⅰ」のみの履修では卒業要件単位とはならないので、必ず同級の「Ⅱ」も履修すること。

○ 履修方法

(1) 英語

レ ベ ル	単 位 数	ク ラ ス 数	内 容
英 語 初 級 Ⅰ	1 単位	a、b、c、d	初歩的文法、読解・聴解
英 語 初 級 Ⅱ	1 単位	a、b、c、d	基礎レベル
英 語 中 級 Ⅰ	1 単位	a、b、c、d	基礎レベル
英 語 中 級 Ⅱ	1 単位	a、b、c、d	基礎・応用レベル
英 語 上 級 Ⅰ	1 単位	a、b、c、d	応用・発展レベル
英 語 上 級 Ⅱ	1 単位	a、b、c、d	
英 語 演 習 Ⅰ	1 単位	a、b、c	ゼミ形式の高度な内容
英 語 演 習 Ⅱ	1 単位	a、b、c	

履修内容・原則

①英語初級は、Ⅰ→Ⅱの順番に履修されなくてはならない。

ⅠとⅡの両方を履修して卒業要件単位と認定される。

②英語中級は、Ⅰ→Ⅱの順番に履修されなくてはならない。

ⅠとⅡの両方を履修して卒業要件単位と認定される。

③「英語上級Ⅰ」及び「英語上級Ⅱ」の履修には、

「英語中級Ⅰ・Ⅱ」の2単位を修得していることが必要とされる。

（ただし、楽理科・音楽環境創造科の履修条件はこれに従わない。）

④「英語演習Ⅰ」及び「英語演習Ⅱ」の履修には、

英語上級Ⅰもしくは英語上級Ⅱを2単位修得した者、または担当教員の許可を得たものに限る。

⑤卒業要件単位として認められるのは、「英語初級Ⅰ」「英語初級Ⅱ」「英語中級Ⅰ」「英語中級Ⅱ」各1単位まで、「英語上級Ⅰ」「英語上級Ⅱ」各4単位まで、「英語演習Ⅰ」「英語演習Ⅱ」各8単位までとする。

⑥ 同一クラス、同一教員での単位加算は認めない。但し「英語演習Ⅰ」及び「英語演習Ⅱ」に関しては、それ

ぞれ2単位まで単位加算を認める。

- ⑦ 以上の原則下でのクラス選択は自由であるが、履修希望者が多いクラスは何らかの方法により選抜することもあるので、掲示連絡等に十分注意すること。

(2) 独・仏・伊・露・韓・スペイン語・ラテン語

履修内容・原則

- ① 履修は、原則として初級Ⅰ、Ⅱ→中級Ⅰ、Ⅱ→上級Ⅰ、Ⅱと段階的に行うものとする。

初級及びラテン語は、「Ⅰ、Ⅱ」両方を履修したことにより修得したものとみなされ、卒業要件単位として認定される。

初級Ⅰを履修登録し単位を取得できなかった場合でも、同一年度開講される初級Ⅱを履修登録することは可能である。ただし、初級Ⅱの授業は、初級Ⅰの授業内容を理解していることを前提に進められる。なお、当該初級科目を卒業要件単位とするためには、次年度以降、単位取得できなかった初級Ⅰを履修登録し単位取得する必要がある。

- ② 初級Ⅰ、Ⅱは1年次より履修すること。

また独・仏・伊・露語の初級は、同一クラス名（A、B、C…）による授業を、計週2回セットで履修すること。

- ③ 中級及び上級はそれぞれ初級・中級の単位を修得した者、及び当該科目の担当教員が履修に相当する実力を持っていると認め、許可された者でなければ履修できない。

- ④ 卒業要件単位として認められる単位は、独・仏・伊・露・スペイン語についてはそれぞれ「初級Ⅰ」、「初級Ⅱ」、「中級Ⅰ」、「中級Ⅱ」各2単位まで、「上級Ⅰ」、「上級Ⅱ」各4単位までとする。

また、「ラテン語Ⅰ、Ⅱ」については2単位までとする。（音楽科・楽理科には、履修条件あり）。

- ⑤ 独・仏・伊・露・スペイン語の中級Ⅰ、中級Ⅱ、上級Ⅰ、上級Ⅱは、既修得単位の同一教員の科目を重ねて履修した場合でも、年度が異なれば単位加算することができる。

ただし、中級Ⅰ、中級Ⅱ、上級Ⅰ、上級Ⅱそれぞれ2単位を限度とする。

各外国語の初級及びラテン語は、再履修しても単位加算はできない。

○ 各科・専攻別の履修

科・専攻	科 目	必要修得単位数	条 件 等
作曲 弦打 管楽	英・独・仏より1ヶ国語を選択し、計8単位を修得。	8	
ピアノ オルガン 指 揮	英・独・仏・伊より2ヶ国語を選択し、計8単位を修得。	8	○2ヶ国語を選択し、単位数を満たすこと。 1ヶ国語だけで単位数を満たすことは認めない。
古 楽	英・独・仏・伊より2ヶ国語を選択し、計10単位を修得。	10	
邦 楽	英・独・仏・韓・国語（古文）より2ヶ国語以内を選択し、計8単位を修得。	8	修得した「古典文献研究法Ⅰ」「古典文献研究法Ⅱ」（各2単位）の単位を、それぞれ国語（古文）（各1単位）として振り替えることができる。
声 楽	Ⅰ 独・仏・伊・英より1ヶ国語を選択し、計12単位を修得。 Ⅱ Ⅰで選択した以外の言語を選択し、計4単位を修得。 ※ 独・仏・伊・英・露・ラテン・スペイン	16	
楽 理	Ⅰ 独・仏・伊より1ヶ国語を選択し、計10単位を修得。 Ⅱ Ⅰで選択した以外の言語を選択し、計4単位を修得。 ※ 英・独・仏・伊・露・国語（古文）・韓・ラテン・スペイン	14	○英語の履修は、「英語上級Ⅰ、Ⅱ」「英語演習」から選択する。 入学試験時に英語以外の科目で受験した者は、楽理科教員室の指示を受けること。 ○国語（古文）は、邦楽科専門科目として開設している授業を履修すること。
音楽環境 創 造	外国語科目	8	「英語初級Ⅰ・Ⅱ」及び「英語中級Ⅰ、Ⅱ」は履修対象外とする。

※上表の必要修得単位数を超えて修得した単位については、各科（専攻）のカリキュラムに従い、選択科目または自由科目の単位として認められる。

○「言語・音声トレーニングセンター」開設科目の修得単位数

「言語・音声トレーニングセンター」で開設されている外国語科目を修得した場合、下表のとおり学部の外国語科目の単位として認定する。（開設科目・授業内容等については、「言語・音声トレーニングセンター案内」「シラバス」を参照のこと。）

各科目の「Ⅱ」の履修には、同名科目の「Ⅰ」の修得が望ましい。

なお、既修得単位の科目を修得しても、単位加算はできない。

科・専攻科	科 目	単位数	条 件 等
作曲科 作声科 器楽科 指揮科 邦楽科	会 話 (中 級) Ⅰ 作 文 (中 級) Ⅰ 実 用 ○ ○ 語 (中 級) Ⅰ	各 1 単位	各外国語について、いずれかの科目 <u>1 単位</u> に限り、 <u>中級</u> の単位として認定する。
	会 話 (中 級) Ⅱ 作 文 (中 級) Ⅱ 実 用 ○ ○ 語 (中 級) Ⅱ	各 1 単位	各外国語について、いずれかの科目 <u>1 単位</u> に限り、 <u>中級</u> の単位として認定する。
	会 話 (上 級) Ⅰ 作 文 (上 級) Ⅰ 実 用 ○ ○ 語 (上 級) Ⅰ ド イ ツ 語 歌 詞 演 習 Ⅰ ディスカッション (上 級) Ⅰ プレゼンテーション (上 級) Ⅰ アカデミック・スキル (上 級) Ⅰ	各 1 単位	各外国語について、いずれかの科目 <u>1 単位</u> に限り、 <u>上級</u> の単位として認定する。
	会 話 (上 級) Ⅱ 作 文 (上 級) Ⅱ 実 用 ○ ○ 語 (上 級) Ⅱ ド イ ツ 語 歌 詞 演 習 Ⅱ ディスカッション (上 級) Ⅱ プレゼンテーション (上 級) Ⅱ アカデミック・スキル (上 級) Ⅱ	各 1 単位	各外国語について、いずれかの科目 <u>1 単位</u> に限り、 <u>上級</u> の単位として認定する。
	実 用 英 語 (演 習) Ⅰ、Ⅱ 英 語 作 文 (演 習) Ⅰ、Ⅱ 英語アカデミック・スキル (演 習) Ⅰ、Ⅱ	各 1 単位	英語について、 <u>いずれかの 2 科目計 2 単位</u> までに限り、 <u>演習</u> の単位として認定する。
楽 理 科	会 話 (中 級) (上 級) Ⅰ、Ⅱ 作文 (中級) (上 級) (演 習) Ⅰ、Ⅱ 実用○○語 (中級) (上 級) (演 習) Ⅰ、Ⅱ	各 1 単位	各科目について、15ページの「○各科・専攻別の履修」の <u>楽理Ⅱ</u> の単位として認定する。ただし、英語の (中級) は認定されない。
音 楽 環 境 創 造 科	ディスカッション (上 級) Ⅰ、Ⅱ プレゼンテーション (上 級) Ⅰ、Ⅱ アカデミック・スキル (上 級) (演 習) Ⅰ、Ⅱ		各科目について、いずれかの科目 <u>Ⅰ、Ⅱ 計 4 単位</u> までに限り、15ページの「○各科・専攻別の履修」の <u>外国語科目</u> の単位として認定する。ただし、英語の (中級) は認定されない。

言語・音声トレーニングセンター開設科目「○○語朗読法」は卒業要件単位として認められないので、注意すること。

3. 保健体育科目

○ 開設科目

科 目 名	内 容	単位数	条 件 等
体育Ⅰ－Ⅰ、Ⅰ－Ⅱ	実技（球技、体操、ダンス）及び講義	1 単位	教職課程必修科目
体 育 Ⅱ－Ⅰ、Ⅱ	実技（球技、体操、ダンス）	1 単位	体育Ⅰの単位を修得した者に限る。

○ 履修方法等

- (1) 体育は、月曜 3・4・5 時限、水曜 3・4・5 時限、金曜 3・4 時限のいずれかのクラスの授業を週 1 回、1 学期履修すること。
- (2) 体育科目の履修については、4 月にガイダンスを行い、履修登録を受け付ける。
- (3) 教職課程履修者は、体育Ⅰ（計 2 単位）を必ず修得すること。

VI. その他の科目の授業内容、履修方法等

1. 留学生特別科目

外国人留学生について、留学生特別科目として、学部から大学院博士課程までを通じ、「日本語入門」「日本語初級」「日本語中級」「日本事情」の各科目を開設する。

また、学部在籍する者については、留学生特別科目を履修することにより、次のとおり、単位の振替を認めるものとする。

- (1) 教養科目については、4単位までを、「日本事情」の履修をもって代えることができる。
- (2) 外国語科目については、8単位までを、「日本語初級」「日本語中級」の履修をもって代えることができる。

2. 教職・教科に関する科目

「Ⅷ. 教職課程」(42ページ)を参照

3. 博物館学課程に関する科目

「Ⅸ. 博物館学課程（学芸員資格）」(51ページ)を参照

4. 美術学部開設科目

時間割及び年度初めの掲示を参照

5. 言語・音声トレーニングセンター開設科目

「外国語科目（言語・音声トレーニングセンター開設科目を含む）、国語（古文）」(14ページ)を参照

6. 演奏芸術センター開設科目

演奏芸術センター開設科目として下表の科目を開設する。すべて交流科目（AVメディアを除く）

科 目	単位数	備 考
障がいとアート	4	
アジアの伝統と現代Ⅰ，Ⅱ	各2	
劇場技術論Ⅰ，Ⅱ	各2	
劇場芸術論Ⅰ，Ⅱ	各2	
コンサート・プロデュース論	2	一般教養科目の単位として認定
AVメディア（前期）（後期）	4（2）	専門基礎科目の単位として認定 後期履修のためには同年度の前期履修が条件
サウンドレコーディング基礎演習（前期）（後期）	2（1）	後期履修のためには同年度の前期履修が条件
ホール音響概論	2	集中講義

注：年度によっては、開講しない授業科目があるので注意すること。開講科目は毎年必ず授業時間割表により確認すること。

7. 他大学開設科目

年度初めの掲示を参照

VII. 各科（専攻）別教育課程（カリキュラム）

○ 作曲科

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分		授業科目		年次	1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数			
				期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計	
専門科目	必修科目	作曲実技Ⅰ	二重奏曲	8										8	70	124
			室内楽曲			8								8		
			声楽作品					4						4		
			管弦楽曲							4				4		
			卒業作品							12				12		
			学内演奏							2				2		
		作重登	和声	4										4		
			フーガ			4								4		
		作曲理論	厳格対位法とフーガ	4										4		
			楽曲解析	4										4		
			管弦楽法（実習）			4								4		
		副科ピアノⅠ		1	1	1	1							4		
		ソルフェージュA		2	2	2	2							8		
	選択科目	作曲研究（注1）	和声研究（注2）					4				12	30			
			フーガ研究（注2）					4								
			コンピュータ・ミュージック					4								
			管弦楽法（分析）					4								
			楽曲研究					4								
			現代音楽技法					4								
			音楽と言語			4										
		副科ピアノⅡ（注3）						1	1	1	1	18				
		ソルフェージュB						2	2	2	2					
		外国語Ⅱ						2～8								
		西洋音楽史		4												
		副科指揮法						2								
		副科独唱						2								
		副科合唱						2								
副科弦楽器（注4）				2～6												
副科管楽器（注4）				2～6												
副科打楽器（注4）				2～6												
副科邦楽				2～6												
共通科目	教養科目	一般教養科目	16								16	24				
		専門基礎科目														
	外国語科目		8								8					

（注1）1、2年次の作曲実技Ⅱと作曲理論の必修単位20に加え、作曲研究から計12単位を3、4年次で修得する。「音楽と言語」は2年次から履修できる。

（注2）和声研究・フーガ研究は、当該科目担当教員と相談の上、3、4年次において各年度にどちらか一つを選択履修できる。

（注3）「副科ピアノⅡ」は副科チェンバロまたは副科オルガンにかえることができる。

（注4）同一楽器では初・中級の4単位まで履修できる。

○ 声楽科

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分		年次 授業科目		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数						
				期別		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計		
専 門 科 目	必修科目	声楽実技（注１）		I	8	II	8	III-1	4	III-2	4	IV-1	4	IV-2	4	32	64	124
		合唱		I	4	II	4	III	4					12				
		卒業演奏（注１）										4		4				
		学内演奏								2		2						
		ソルフェージュ A		2	2	2	2							8				
		器楽実習（注２）		1	1									2				
		理論Ⅰ（和声初級）		2	2									4				
	選択科目	声楽アンサンブル A（室内合唱 A）		（注３）						4				28	28			
		声楽アンサンブル B（室内合唱 B）		（注３）						4								
		オペラ基礎演技						4										
		オペラ実習Ⅰ・Ⅱ（注４）								4		4						
		声楽演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ（注５）※		2～16														
		声楽実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ（注６）※		2～8														
		ボディ・テクニク								2								
		古典舞踏		2														
		舞台語発音								4								
		副科実技						2～8										
		理論Ⅱ（注７）						8										
		ソルフェージュ B								2	2	2	2					
		共通科目	教養科目	一般教養科目（注８）		16										16	32	
専門基礎科目（注９）																		
外国語科目	外国語科目Ⅰ（注10）		4				8						16					
	外国語科目Ⅱ（注11）		4															

（注1）早期卒業希望の認定を受けた者は、4年次の「声楽実技」を「声楽演習」に読み替えて3年次に8単位履修することとする。この場合の声楽演習科目の履修に関しては、指導教員が指示する。

また、4年次の「卒業演奏」は、3年次に履修すること。

（注2）必修器楽実習は副科実技（鍵盤楽器、弦楽器、管打楽器、古楽）を履修すること。また、副科ピアノを履修しても良い。その場合は「副科ピアノⅡ」を履修すること。

（注3）「声楽アンサンブル A」、「声楽アンサンブル B」は3・4年生が履修する。

（注4）「オペラ実習Ⅰ・Ⅱ」は「オペラ基礎演技」の単位修得者のみ履修可。「オペラ実習Ⅰ」は3年生、「オペラ実習Ⅱ」は4年生が履修する。

（注5）「声楽演習Ⅰ」はフランス歌曲、「声楽演習Ⅱ」はスペイン歌曲、「声楽演習Ⅲ」はロシア歌曲、「声楽演習Ⅳ」はドイツ歌曲の各演習である。ただし、隔年開講のため、開設年度に注意して履修すること。

（注6）「声楽実習Ⅰ」は「コレベティツィオン」を指す。ただし、「声楽実習Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」は隔年開講のため、開設年度に注意して履修すること。また、履修方法等の詳細については、シラバスを参照すること。

※声楽演習、声楽実習の履修は、2回まで同一クラスの履修を単位加算できる。

（注7）「理論Ⅱ」は「和声中級」の他、「和声上級」「管弦楽概論」「対位法」を指す。

（注8）「音声学」を履修することが望ましい。

（注9）「音楽史（西洋音楽史／日本・東洋音楽史）」、「オペラ史」及び「声楽史」を履修することが望ましい。

（注10）「外国語Ⅰ」は、独・仏・伊・英より任意の1ヶ国語を選択し、原則、上級まで履修すること。

（注11）「外国語Ⅱ」は「外国語Ⅰ」で選択した語学以外の外国語を履修すること。

○ 器楽科（ピアノ専攻）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分		年次		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数		
		授業科目	期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計
専門科目	必修科目	ピアノ実技（含演奏理論・楽曲分析）		Ⅰ 12		Ⅱ 12		Ⅲ 12		Ⅳ 12		48	92	124
		学内演奏						2				2		
		卒業演奏								4		4		
		合奏Ⅰ（集中）		2								2		
		伴奏Ⅰ－1		2								2		
		西洋音楽史		4								4		
		和声初級		2	2							4		
		和声中級				2	2					4		
		対位法				4						4		
		音楽分析						4				4		
		鍵盤音楽史		4								4		
		古典舞踏		2								2		
		管弦楽概論				4						4		
		ソルフェージュA		2	2							4		
	選択科目	合奏Ⅱ（集中）				2						8	8	
		伴奏Ⅰ－2				2								
		ソルフェージュB				2	2							
		室内楽Ⅲ						4						
		室内楽Ⅳ								4				
共通科目	教養科目	一般教養科目		16								16	24	
		専門基礎科目												
	外国語科目		8								8			

（注１）ピアノ実技、演奏理論・楽曲分析は個人レッスンの中で行われる。

（注２）室内楽は、３年次で室内楽Ⅲの単位を取得したものは、４年次では自由科目として室内楽Ⅳを履修することができる。

（注３）他にもピアノ科開設科目（ピアノ専攻学生対象）としての次のものがある。

- ・伴奏Ⅱ（通年）２単位
- ・ピアノデュオ（通年）４単位
- ・合奏Ⅲ－１（半期）２単位
- ・合奏Ⅲ－２（半期）２単位

伴奏Ⅱ及びピアノデュオは自由科目として取り扱う。

合奏Ⅲは専門基礎科目に含まれる。

各授業の詳細はシラバスを参照のこと。

（注４）必修科目の鍵盤音楽史は、奇数年のみの開講となるので注意すること。

（注５）１年次後期に演奏実習を行う（単位はピアノ実技の中に含まれる）。

○ 器楽科（オルガン専攻）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分		年次 授業科目		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数		
				期別		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計
専門科目	必修科目	オルガン実技		I	8	II	8	III	8	IV	8	32	86	124
		様式研究		I	2	II	2	III	2	IV	2	8		
		研究発表		I	1	II	1	III	1	IV	1	4		
		オルガン概論		2								2		
		通奏低音実習		I	2	II	2					4		
		アンサンブル						III	2	IV	2	4		
		オルガン即興実技						III	1	IV	1	2		
		学内演奏								2	2			
		卒業演奏								4	4			
		西洋音楽史		4								4		
		和声初級		2	2							4		
		和声中級				2	2					4		
		対位法						4			4			
		ソルフェージュA		2	2	2	2					8		
	選択科目	副科チェンバロ				2	2			14	14			
		古楽器概論		2										
		古典舞踏		2										
		鍵盤音楽史		4										
		和声上級						4						
		古楽ソルフェージュ		2										
		副科ピアノⅡ		1	1	1	1							
共通科目	教養科目	一般教養科目		16						16	24			
		専門基礎科目												
	外国語科目		8						8					

○ 器楽科（弦楽専攻）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分		年次		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数		
		授業科目	期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計
専 門 科 目	必修科目	専門実技（ ）		I-1 4	I-2 4	II-1 4	II-2 4	III-1 4	III-2 4	IV-1 4	IV-2 4	32	90	124
		学内演奏						2				2		
		卒業演奏								4		4		
		副科ピアノⅠ		1	1							2		
		西洋音楽史		4								4		
		和声初級		2	2							4		
		和声中級				2	2					4		
		弦楽合奏（注1）		4								4		
		オーケストラ チェンバーオーケストラ（注2）				II-1 4	II-2 4	III-1 4	III-2 4	IV-1 4	IV-2 4	24		
		室内楽Ⅰ		2								2		
		ソルフェージュA		2	2	2	2					8		
	選択科目	副科ピアノⅡ				1	1	1	1	1	1	10	10	
		副科実技（ピアノ以外）				2		2		2				
		ソルフェージュB						2	2	2	2			
		和声上級						4						
		室内楽Ⅱ（注3）				4								
		室内楽Ⅲ（注3）						4						
		室内楽Ⅳ（注3）								4				
		室内楽（Va持ち替え）（注3） （注4）				2								
		吹奏楽（注5）				II-1 2	II-2 2	III-1 2	III-2 2	IV-1 2	IV-2 2			
共通科目	教養科目	一般教養科目		16								16	24	
		専門基礎科目												
	外国語科目		8								8			

（注1）ハープ専攻学生は、「弦楽合奏」に代えて「吹奏楽」を履修すること。

（注2）4 ページの「① オーケストラ」を参照すること。

（注3）5 ページの「3. 室内楽」を参照すること。

（注4）ヴァイオリン専攻学生は、2 年次以降「室内楽（Va 持ち替え）」を履修することができる。

（注5）コントラバス専攻学生は、2 年次以降「吹奏楽」を履修することができる。

○ 器楽科（管打楽専攻＜サクソフォーン及びユーフォニウム専修以外＞）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分		年次 授業科目		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数				
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計		
専 門 科 目	必修科目	専門実技（ ）		I-1 4	I-2 4	II-1 4	II-2 4	III-1 4	III-2 4	IV-1 4	IV-2 4	32	88	124		
		学内演奏										2			2	
		卒業演奏										4			4	
		副科ピアノ I		1	1										2	
		和声初級		2	2										4	
		西洋音楽史		4								4				
		管打合奏		I-1 1	I-2 1							2				
		吹奏楽				II-1 2	II-2 2	III-1 2	III-2 2			8				
		オーケストラ（注1）				II-1 4	II-2 4	III-1 4	III-2 4	IV-1 4	IV-2 4	24				
		室内楽 I		I-1 1	I-2 1							2				
		ソルフェージュ A		2	2							4				
	選択科目	副科ピアノ II				1	1	1	1	1	1	12	12			
		ソルフェージュ B				2	2	2	2	2	2					
		和声中級				2	2									
		和声上級						4								
		吹奏楽								2	2					
		室内楽 II（注2）				4										
		室内楽 III（注2）						4								
		室内楽 IV（注2）								4						
共通科目	教養科目	一般教養科目	16									16	24			
		専門基礎科目														
	外国語科目		8									8				

（注1）4 ページの「① オーケストラ」を参照すること。

（注2）5 ページの「3. 室内楽」を参照すること。

○ 器楽科（管打楽専攻＜サクソフォン及びユーフォニウム専修＞）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分			年次	1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数				
			授業科目	期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計	
専 門 科 目	必修科目	専門実技（ ）		I-1 4	I-2 4	II-1 4	II-2 4	III-1 4	III-2 4	IV-1 4	IV-2 4	32	72	124		
		学内演奏								2	2					
		卒業演奏								4	4					
		副科ピアノ I		1	1							2				
		和声初級		2	2							4				
		西洋音楽史		4								4				
		管打合奏		I-1 1	I-2 1							2				
		吹奏楽		I-1 2	I-2 2	II-1 2	II-2 2	III-1 2	III-2 2	IV-1 2	IV-2 2	16				
		室内楽 I		I-1 1	I-2 1							2				
		ソルフェージュ A		2	2							4				
	選択科目	管楽器 特殊奏法		2											28	28
		管楽器 オーケストラスタディ		4												
		21世紀からの演奏法		2												
		即興創造		4												
		ジャズ・フュージョン アンサンブル		4												
		副科ピアノ II				1	1	1	1	1	1					
		ソルフェージュ B				2	2	2	2	2	2					
		和声中級				2	2									
		和声上級						4								
		室内楽 II（注 1）				4										
		室内楽 III（注 1）						4								
		室内楽 IV（注 1）								4						
共通科目	教養科目	一般教養科目		16								16	24			
		専門基礎科目														
	外国語科目		8								8					

（注1）5ページの「3.室内楽」を参照すること。

○ 器楽科（古楽専攻＜チェンバロ専修＞）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分		年次		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数		
		授業科目	期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計
専 門 科 目	必修科目	専門実技		I	8	II	8	III	8	IV	8	32	84	124
		古楽アンサンブル（注1）		2		2		2		2		8		
		研究発表		I	1	II	1	III	1	IV	1	4		
		古楽通奏低音実習Ⅱ		4								4		
		古楽通奏低音実習Ⅲ						2				2		
		学内演奏						2				2		
		卒業演奏								4	4			
		西洋音楽史		4								4		
		和声初級		2	2							4		
		和声中級				2	2					4		
		古楽文献研究または 音楽リサーチ法Ⅰ・Ⅱ		4								4		
		対位法						4				4		
		ソルフェージュ A		2	2	2	2					8		
	選択科目	副科オルガン				2～4						14	14	
		古楽器概論または オルガン概論		2										
		古典舞踏		2～4										
		鍵盤音楽史（注3）		4										
		古楽ソルフェージュ						2						
		和声上級						4						
		選択古楽アンサンブル（注1） または副科古楽実技（注2）		2～4										
		ソルフェージュ B						2	2	2	2			
共通科目	教養科目	一般教養科目		16								16	26	
		専門基礎科目												
	外国語科目		10								10			

（注1）必修科目として毎年古楽アンサンブルⅠ～Ⅲから1つを選択し履修する。

同一クラスを複数年次履修しても構わない。もし同一年次に2つ以上のクラスを履修した場合、4単位を上限に「選択古楽アンサンブル」として単位を加算するものとする。

（注2）または副科独唱、副科合唱、専攻外古楽実習（バロック声楽）

（注3）または室内楽史

○ 器楽科（古楽専攻＜チェンバロ専修以外＞）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分		年次		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数				
		授業科目	期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計		
専門科目	必修科目	専門実技		Ⅰ 8		Ⅱ 8		Ⅲ 8		Ⅳ 8		32		84	124	
		古楽アンサンブル（注１）		2		2		2		2		8				
		研究発表		Ⅰ 1		Ⅱ 1		Ⅲ 1		Ⅳ 1		4				
		古楽通奏低音実習Ⅰ		4								4				
		副科チェンバロ（初級）		2								2				
		学内演奏						2				2				
		卒業演奏								4		4				
		西洋音楽史		4								4				
		和声初級		2 2						4						
		和声中級				2 2						4				
		古楽文献研究または音楽リサーチ法Ⅰ・Ⅱ		4								4				
		対位法						4				4				
		ソルフェージュ A		2 2		2 2						8				
	選択科目	古楽通奏低音実習Ⅱ				4						14		14		
		古楽器概論		2												
		古典舞踏		2～4												
		室内楽史（注３）		4												
		古楽ソルフェージュ						2								
		和声上級						4								
		選択古楽アンサンブル（注１）または副科古楽実技（注２）		2～4												
		ソルフェージュ B						2 2		2 2						
共通科目	教養科目	一般教養科目		16								16		26		
		専門基礎科目														
	外国語科目		10								10					

（注1）必修科目として毎年古楽アンサンブルⅠ～Ⅲから1つを選択し履修する。

同一クラスを複数年次履修しても構わない。もし同一年次に2つ以上のクラスを履修した場合、4単位を上限に「選択古楽アンサンブル」として単位を加算するものとする。

（注2）または副科独唱、副科合唱、専攻外古楽実習（バロック声楽）

（注3）または鍵盤音楽史

○ 指揮科

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分		年次		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数		
		授業科目	期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計
専門科目	必修科目	指揮実技（含演奏理論・楽曲分析）		I-1 4	I-2 4	II-1 4	II-2 4	III-1 4	III-2 4	IV-1 4	IV-2 4	32	82	124
		指揮実技（オーケストラ）		2	2	2	2	2	2	2	2	16		
		学内演奏								2	2			
		卒業演奏								4	4			
		スコアリーディングⅠ		2		2						4		
		副科ピアノⅠ		1	1	1	1					4		
		ソルフェージュA		2	2	2	2					8		
		和声Ⅰ		2	2							4		
		和声Ⅱ				2	2					4		
		弦管打楽器実技Ⅰ（副科実技）		2		2						4		
	選択科目	スコアリーディングⅡ						2		2		18	18	
		副科ピアノⅡ						1	1	1	1			
		ソルフェージュB						2	2	2	2			
		和声上級						4						
		西洋音楽史						4						
		オペラ指揮演習						4		4				
		弦管打楽器実技Ⅱ						2		2				
		副科独唱				2								
		副科合唱				2								
共通科目	教養科目	一般教養科目	16									16	24	
		専門基礎科目												
	外国語科目		8									8		

○ 邦楽科（三味線＜長唄・常磐津・清元＞専攻）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分		年次		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数			
		授業科目	期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計	
専門科目	必修科目	主専攻 (長唄三味線) (常磐津三味線) (注1) (清元三味線)		I 8		II 8		III 8		IV 8		32	88	124	
		副主専攻 長唄常磐津 (三味線音楽) 清元		I 4		II 4		III 4		IV 4		16			
		副専攻 笛 小鼓 (三味線音楽) 大鼓 太鼓		I 2		II 2		III 2		IV 2		8			
		総合実習		I-1 1	I-2 1	II-1 1	II-2 1	III-1 1	III-2 1	IV-1 1	IV-2 1	8			
		学内演奏										2			2
		卒業演奏										4			4
		三味線作曲法 (注2)		2								2			
		創作実技								III 2	IV 2	4			
		邦楽実技論 (注3)		4								4			
		三味線音楽演奏論 (注4)								4		4			
	ソルフェージュC－a		2	2							4				
	選択科目	研究旅行 (注5)										2	12		12
		他様式の浄瑠璃 (注6)				2～4									
		副科実技				2～4									
		邦楽関連実技 () (注7)		2～4											
		邦楽合奏研究								2					
		日本・東洋音楽史		4											
		古典文献研究法 (注8)		4											
		邦楽歌詞研究		4											
		保健体育		2											
共通科目	教養科目	一般教養科目		16								16	24		
		専門基礎科目													
	外国語科目 (注8)		8								8				

(注1) それぞれの専門を履修すること。

(注2) 三味線作曲法は隔年開講のため、注意して1～4年次に履修すること。

(注3) 邦楽実技論は隔年開講のため、注意して1、2年次に履修すること。

(注4) 三味線音楽演奏論は隔年開講のため、注意して3、4年次に履修すること。

(注5) 研究旅行は新4年次に参加すること。

(注6) 常磐津、清元専攻生のみ。

(注7) 江戸茶囃子実技、歌舞伎下座太鼓演習は隔年に開講する。

(注8) 修得した古典文献研究法 (4単位) を外国語科目「国語 (古文)」(2単位) に振り替えることができる。

○ 邦楽科（長唄・常磐津・清元専攻）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分		年次 授業科目		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数			
				期別		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計
専 門 科 目	必修科目	(長唄) 主専攻 (常磐津) (清元)		Ⅰ 8		Ⅱ 8		Ⅲ 8		Ⅳ 8		32	88	124	
		長唄三味線 副主専攻常磐津三味線(三味線音楽) 清元三味線 (注1)		Ⅰ 4		Ⅱ 4		Ⅲ 4		Ⅳ 4		16			
		副専攻 笛 小鼓 (三味線音楽) 大鼓 太鼓		Ⅰ 2		Ⅱ 2		Ⅲ 2		Ⅳ 2		8			
		総合実習		Ⅰ-1 1	Ⅰ-2 1	Ⅱ-1 1	Ⅱ-2 1	Ⅲ-1 1	Ⅲ-2 1	Ⅳ-1 1	Ⅳ-2 1	8			
		学内演奏										2			2
		卒業演奏										4			4
		三味線作曲法 (注2)		2								2			
		創作実技								Ⅲ 2	Ⅳ 2	4			
		邦楽実技論 (注3)		4								4			
		三味線音楽演奏論 (注4)								4		4			
		ソルフェージュC－a		2	2							4			
	選択科目	研究旅行 (注5)										2	12		12
		他様式の浄瑠璃 (注6)						2～4							
		副科実技						2～4							
		邦楽関連実技 () (注7)		2～4											
		邦楽合奏研究								2					
		日本・東洋音楽史		4											
		古典文献研究法 (注8)		4											
		邦楽歌詞研究		4											
		保健体育		2											
共通科目	教養科目	一般教養科目		16								16	24		
		専門基礎科目													
	外国語科目 (注8)		8								8				

(注1) それぞれの専門を履修すること。

(注2) 三味線作曲法は隔年開講のため、注意して1～4年次に履修すること。

(注3) 邦楽実技論は隔年開講のため、注意して1、2年次に履修すること。

(注4) 三味線音楽演奏論は隔年開講のため、注意して3、4年次に履修すること。

(注5) 研究旅行は新4年次に参加すること。

(注6) 常磐津、清元専攻生のみ。

(注7) 江戸祭囃子実技、歌舞伎下座太鼓演習は隔年に開講する。

(注8) 修得した古典文献研究法 (4単位) を外国語科目「国語 (古文)」(2単位) に振り替えることができる。

○ 邦楽科（邦楽囃子専攻）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分		年次 授業科目		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数				
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計		
専門科目	必修科目	邦楽囃子実技Ⅰ 主専攻（邦楽囃子（ ））		Ⅰ 6		Ⅱ 6		Ⅲ 6		Ⅳ 6		24	88	124		
		邦楽囃子実技Ⅱ 副専攻（ ）（邦楽囃子） （注１）		Ⅰ 3		Ⅱ 3		Ⅲ 3		Ⅳ 3		12				
		邦楽囃子実技Ⅲ 現代邦楽囃子実技		Ⅰ 3		Ⅱ 3		Ⅲ 3		Ⅳ 3		12				
		関邦連 楽囃子 実技 （注２）	歌舞伎下座大太鼓実技	2											4	
			江戸祭囃子実技	2												
		副専攻 長唄 長唄三味線（邦楽囃子）		Ⅰ 2		Ⅱ 2		Ⅲ 2		Ⅳ 2		8				
		総合実習		Ⅰ-1 1	Ⅰ-2 1	Ⅱ-1 1	Ⅱ-2 1	Ⅲ-1 1	Ⅲ-2 1	Ⅳ-1 1	Ⅳ-2 1	8				
		学内演奏										2			2	
		卒業演奏										4			4	
		邦楽囃子作調法		Ⅰ 1		Ⅱ 1						2				
		創作実技						Ⅲ 2		Ⅳ 2		4				
		三味線音楽演奏論（注３）						4				4				
		邦楽実技論（注４）		4								4				
	選択科目	研究旅行（注５）								2		12	12			
		邦楽合奏研究						2								
		副科実技				2 ～ 6										
		日本・東洋音楽史		4												
		古典文献研究法（注６）		4												
		邦楽歌詞研究		4												
		保健体育		2												
	共通科目	教養科目	一般教養科目	16								16	24			
専門基礎科目																
外国語科目（注６）		8								8						

（注１）四拍子の内、専攻以外を副専攻とする。

（注２）江戸祭囃子実技、歌舞伎下座大太鼓演習は隔年に開講する。

（注３）三味線音楽演奏論は隔年開講のため、注意して３、４年次に履修すること。

（注４）邦楽実技論は隔年開講のため、注意して１、２年次に履修すること。

（注５）研究旅行は新４年次に参加すること。

（注６）修得した古典文献研究法（４単位）を外国語科目「国語（古文）」（２単位）に振り替えることができる。

○ 邦楽科（現代邦楽囃子専攻）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分	授業科目		年次	1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数										
			期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計								
専門科目	必修科目	現代邦楽囃子実技Ⅰ 主専攻（笛又は打楽器）		I	6		Ⅱ	6		Ⅲ	6		Ⅳ	6		24	78	124				
		邦楽囃子実技Ⅱ 副専攻（ （邦楽囃子）（注１）		I	4		Ⅱ	4		Ⅲ	4		Ⅳ	4		16						
		囃子実技 （注２）	歌舞伎下座大太鼓実技		2										4							
			江戸祭囃子実技		2																	
		副専攻（注３）		I	2		Ⅱ	2		Ⅲ	2		Ⅳ	2		8						
		長唄																				
		長唄三味線																				
		尺八																				
		箏曲 山田流																				
		箏曲 生田流																				
		総合実習		I-1	1	I-2	1	Ⅱ-1	1	Ⅱ-2	1	Ⅲ-1	1	Ⅲ-2	1	Ⅳ-1			1	Ⅳ-2	1	8
		学内演奏												2		2						
		卒業演奏												4		4						
		邦楽合奏研究		2				2				2				8						
		ソルフェージュ C - a		2	2											4						
	選択科目	現代邦楽研究	西洋音楽理論Ⅰ（注４）		4										12	22						
			西洋音楽理論Ⅱ		4																	
			ソルフェージュ C - b		4																	
			現代邦楽作曲法		4																	
			創作実技						2		2											
			現代邦楽室内楽		4																	
		邦楽実技論		4										10								
		研究旅行（注５）								2												
		副科実技						2 ～ 6														
		副科指揮法		2																		
		日本・東洋音楽史		4																		
		西洋音楽史		4																		
		古典文献研究法（注６）		4																		
		邦楽歌詞研究		4																		
		保健体育		2																		
共通科目	教養科目	一般教養科目		16										16	24							
		専門基礎科目																				
	外国語科目（注６）		8										8									

（注１）四拍子を選択する。

（注２）江戸祭囃子実技、歌舞伎下座大太鼓演習は隔年に開講する。

（注３）いずれかの楽器を選択する。ただし、同一楽器は２年のみ継続することができる。

（注４）６ページ「４．ソルフェージュ ○ソルフェージュ基礎（１）②ウ」に該当する者でかつ「認定試験（９ページ５．和声 ○授業科目及び履修方法等（５）参照）」合格者のみ１年次に履修することができる。

（注５）研究旅行は新４年次に参加すること。

（注６）修得した古典文献研究法（４単位）を外国語科目「国語（古文）」（２単位）に振り替えることができる。

○ 邦楽科（日本舞踊専攻）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分		授業科目		年次		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数		
				期別		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計
専門科目	必修科目	主専攻（日本舞踊）		Ⅰ 8		Ⅱ 8		Ⅲ 8		Ⅳ 8		32		80	124	
		舞台関連実技				Ⅱ 2		Ⅲ 2		Ⅳ 2		6				
		創作実技						Ⅲ 2		Ⅳ 2		4				
		総合実習		Ⅰ-1 1	Ⅰ-2 1	Ⅱ-1 1	Ⅱ-2 1	Ⅲ-1 1	Ⅲ-2 1	Ⅳ-1 1	Ⅳ-2 1	8				
		学内演奏								2		2				
		卒業演奏								4		4				
		仕舞実技				2						2				
		狂言小舞						2				2				
		副主専攻 長唄 長唄三味線（日本舞踊）		Ⅰ 2		Ⅱ 2		Ⅲ 2		Ⅳ 2		8				
		副専攻 笛 小鼓 大鼓 太鼓（日本舞踊）				Ⅱ 2		Ⅲ 2				4				
		日本舞踊史（注１）		4								4				
		邦楽実技論（注２）		4								4				
	選択科目	研究旅行（注３）								2		20	20			
		副科実技				2 ～ 6										
		邦楽関連実技（ ）（注４）		2 ～ 4												
		日本音楽史概説		4												
		日本・東洋音楽史		4												
		古典文献研究法（注５）		4												
		邦楽歌詞研究		4												
		保健体育		2												
共通科目	教養科目	一般教養科目							16		16	24				
		専門基礎科目														
	外国語科目（注５）		8								8					

（注1）日本舞踊史は隔年開講のため、開講年度に注意すること。

（注2）邦楽実技論は隔年開講のため、注意して1、2年次に履修すること。

（注3）研究旅行は新4年次に参加すること。

（注4）江戸祭囃子実技、歌舞伎下座太鼓演習は隔年に開講する。

（注5）修得した古典文献研究法（4単位）を外国語科目「国語（古文）」（2単位）に振り替えることができる。

○ 邦楽科（箏曲山田流専攻）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分		授業科目	年次	1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数				
			期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計		
専 門 科 目	必修科目	箏実技（山田流） 唄実技（山田流）		Ⅰ 4		Ⅱ 4		Ⅲ 4		Ⅳ 4		32	88	124		
				Ⅰ 4		Ⅱ 4		Ⅲ 4		Ⅳ 4						
		三絃実技（山田流）		Ⅰ 4		Ⅱ 4		Ⅲ 4		Ⅳ 4		16				
		山田流アンサンブル実技		Ⅰ 2		Ⅱ 2		Ⅲ 2		Ⅳ 2		8				
		総合実習		Ⅰ-1 1	Ⅰ-2 1	Ⅱ-1 1	Ⅱ-2 1	Ⅲ-1 1	Ⅲ-2 1	Ⅳ-1 1	Ⅳ-2 1	8				
		山田流箏曲演奏論		4											4	
		箏歌歌唱法		2											2	
		関連箏曲Ⅰ				2									2	
		邦楽合奏研究								2		2				
		邦楽実技論		4								4				
		学内演奏								2		2				
		卒業演奏										4			4	
		ソルフェージュC－a		2	2							4				
	選択科目	研究旅行（注1）										2	12		12	
		副科実技				2～6										
		邦楽概論A～F		2～6												
		邦楽歌詞研究		4												
		日本・東洋音楽史		4												
		保健体育		2												
共通科目	教養科目	一般教養科目	16										16	24		
		専門基礎科目														
	外国語科目（注2）		8										8			

（注 1）研究旅行は新 4 年次に参加すること。

（注 2）修得した古典文献研究法（4 単位）を外国語科目「国語（古文）」（2 単位）に振り替えることができる。

○ 邦楽科（箏曲生田流専攻）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分		年次 授業科目		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数				
				期別		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計
専門科目	必修科目	箏曲実技（生田流）		I	6	II	6	III	6	IV	6	24	90	124		
		三絃実技（生田流）		I	6	II	6	III	6	IV	6	24				
		歌唱（生田流）		I	4	II	4	III	4	IV	4	16				
		総合実習		I-1 1	I-2 1	II-1 1	II-2 1	III-1 1	III-2 1	IV-1 1	IV-2 1	8				
		箏曲生田流演奏論		4											4	
		邦楽実技論		4								4				
		学内演奏						2				2				
		卒業演奏								4		4				
		ソルフェージュC－a		2	2							4				
	選択科目	研究旅行（注1）								2		10	10			
		関連箏曲Ⅱ				2										
		副科実技				2～4										
		邦楽合奏研究						2								
		芸術情報概論		2												
		日本・東洋音楽史		4						10						
		邦楽歌詞研究		4												
		邦楽概論D		2												
		保健体育		2												
		ソルフェージュC－b				4										
		古典文献研究法（注2）		4						8						
共通科目	教養科目	一般教養科目	16								16	24				
		専門基礎科目														
	外国語科目（注2）		8													

（注 1）研究旅行は新 4 年次に参加すること。

（注 2）修得した古典文献研究法（4 単位）を外国語科目「国語（古文）」（2 単位）に振り替えることができる。

○ 邦楽科（現代箏曲専攻）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分		年次 期別	1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数							
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計					
専 門 科 目	必修科目	現代箏曲実技		I	6	Ⅱ	6	Ⅲ	6	Ⅳ	6	24	78	124				
		古典箏曲実技（注１）		I	4	Ⅱ	4	Ⅲ	4	Ⅳ	4	16						
		古典三絃実技（注１）		I	3	Ⅱ	3	Ⅲ	3	Ⅳ	3	12						
		総合実習		I-1	1	I-2	1	Ⅱ-1	1	Ⅲ-2	1	Ⅳ-1			1	Ⅳ-2	1	8
		学内演奏										2			2			
		卒業演奏										4			4			
		邦楽合奏研究		2		2		2		2		8						
		ソルフエージュC－a		2	2										4			
	専門科目	現代邦楽研究	西洋音楽理論Ⅰ（注２）		4								12					
			西洋音楽理論Ⅱ		4													
			ソルフエージュC－b		4													
			現代邦楽作曲法		4													
			創作実技						2		2							
			現代邦楽室内楽		4													
		選択科目	邦楽実技論		4								22					
			箏曲演奏論（注１）		4													
			研究旅行（注３）								2							
			副科実技				2～6											
			副科指揮法		2													
			日本・東洋音楽史		4													
			西洋音楽史		4													
			古典文献研究法（注４）		4													
			邦楽歌詞研究		4													
			保健体育		2													
		共通科目	教養科目	一般教養科目		16									16	24		
				専門基礎科目														
			外国語科目（注４）		8								8					

（注１）山田流、生田流のどちらかを履修すること。

（注２）６ページ「４．ソルフェージュ ○ソルフェージュ基礎（１）②ウ）」に該当する者でかつ「認定試験（９ページ５．和声 ○授業科目及び履修方法等（５）参照）」合格者のみ１年次に履修することができる。

（注３）研究旅行は新４年次に参加すること。

（注４）修得した古典文献研究法（４単位）を外国語科目「国語（古文）」（２単位）に振り替えることができる。

○ 邦楽科（尺八専攻）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分		年次 授業科目		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数			
				期別		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計
専門科目	必修科目	主専攻	本曲（ ）	I	4	II	4	III	4	IV	4	32	72	124	
			外曲（ ）	I	4	II	4	III	4	IV	4				
		総合実習	本曲（ ）	I	2	II	2	III	2	IV	2	16			
			外曲（ ）	I-1 1	I-2 1	II-1 1	II-2 1	III-1 1	III-2 1	IV-1 1	IV-2 1				
		他流派の尺八							2						2
		邦楽概論 D（注 1）			2										2
		邦楽実技論（注 2）			4										4
		学内演奏							2						2
		卒業演奏									4				4
		邦楽合奏研究							2						2
		ソルフェージュ C - a			2	2									4
		尺八関連実技(箏曲実技)（注 3）〈副主専攻〉					2								2
		尺八関連実技(三絃実技)（注 3）〈副主専攻〉					2								2
	選択科目	研究旅行（注 4）									2		28		28
		副科実技					4 ～ 6								
		日本・東洋音楽史			4										
		日本音楽史概説			4										
		東洋音楽史概説			4										
		古典文献研究法（注 5）			4										
		邦楽歌詞研究			4										
		邦楽概論 A ～ C ・ E ・ F			2 ～ 10										
		保健体育			2										
		芸術情報概論			2										
共通科目	教養科目	一般教養科目		16								16	24		
		専門基礎科目													
	外国語科目（注 5）		8								8				

（注 1）邦楽概論 D は隔年開講のため、開講年度に注意して履修すること。

（注 2）邦楽実技論は隔年開講のため、1、2 年次で履修すること。

（注 3）箏曲実技・三絃実技は山田流、生田流のどちらかを選択すること。

（注 4）研究旅行は新 4 年次に参加すること。

（注 5）修得した古典文献研究法（4 単位）を外国語科目「国語（古文）」（2 単位）に振り替えることができる。

○ 邦楽科（能楽専攻）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分		年次 授業科目		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数					
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計			
専 門 科 目	必修科目	主専攻謡（能楽）		Ⅰ 8		Ⅱ 8		Ⅲ 8		Ⅳ 8		32		90	124		
		仕舞実技（能楽）又は 小舞実技（能楽）		Ⅰ 4		Ⅱ 4		Ⅲ 4		Ⅳ 4		16					
		地拍子（観世流）又は（宝生流）		Ⅰ 2		Ⅱ 2		Ⅲ 2		Ⅳ 2		8					
		総合実習		Ⅰ 2		Ⅱ 2		Ⅲ 2		Ⅳ 2		8					
		学内演奏										2				2	
		卒業演奏										4				4	
		副専攻 笛 小鼓 大鼓 太鼓 （能楽）		Ⅰ 1		Ⅱ 1		Ⅲ 1		Ⅳ 1		4					
				Ⅰ 1		Ⅱ 1		Ⅲ 1		Ⅳ 1		4					
				Ⅰ 1		Ⅱ 1		Ⅲ 1		Ⅳ 1		4					
				Ⅰ 1		Ⅱ 1		Ⅲ 1		Ⅳ 1		4					
		邦楽実技論		4								4					
	選択科目	研究旅行								2		10	10				
		他様式の能楽						1 ～ 2									
		副科実技				2 ～ 4											
		邦楽関連実技（ ）（注１）		2 ～ 4													
		日本・東洋音楽史		4													
		古典文献研究法（注２）		4													
		邦楽歌詞研究		4													
		ソルフェージュ C - a		2	2												
		保健体育		2													
共通科目	教養科目	一般教養科目		16								16	24				
		専門基礎科目															
	外国語科目（注２）		8								8						

（注１）江戸祭囃子実技、歌舞伎下座大太鼓演習は隔年に開講する。

（注２）修得した古典文献研究法（４単位）を外国語科目「国語（古文）」（２単位）に振り替えることができる。

○ 邦楽科（能楽囃子専攻）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分		年次 授業科目		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数				
				期別		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計
専門科目	必修科目	主専攻 笛 小鼓 大鼓 太鼓 (能楽囃子)		I 8		II 8		III 8		IV 8		32	86	124		
		総合実習		I 2		II 2		III 2		IV 2		8				
		学内演奏										2			2	
		卒業演奏										4			4	
		副主専攻 笛 小鼓 大鼓 太鼓 () (能楽囃子) () ()		I 2		II 2		III 2		IV 2		8				
				I 2		II 2		III 2		IV 2		8				
				I 2		II 2		III 2		IV 2		8				
		副専攻謡曲 (能楽囃子)		I 2		II 2		III 2		IV 2		8				
		副専攻仕舞 (能楽囃子)								III 2		IV 2			4	
	邦楽実技論		4										4			
	選択科目	研究旅行										2	14		14	
		他様式の能楽								1 ～ 2						
		副科実技						2 ～ 4								
		邦楽関連実技 () (注 1)		2 ～ 4												
		日本・東洋音楽史		4												
		古典文献研究法 (注 2)		4												
		邦楽歌詞研究		4												
		ソルフェージュC - a		2	2											
		保健体育		2												
共通科目	教養科目	一般教養科目	16									16	24			
		専門基礎科目														
	外国語科目 (注 2)		8									8				

(注1) 江戸祭囃子実技、歌舞伎下座大太鼓演習は隔年に開講する。

(注2) 修得した古典文献研究法 (4 単位) を外国語科目「国語 (古文)」(2 単位) に振り替えることができる。

○ 邦楽科（雅楽＜笙・箏・龍笛＞専攻）

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分		年次 授業科目		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数					
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計			
専門科目	必修科目	(龍笛) 雅楽実技 (笙) (箏・簞)		Ⅰ 8		Ⅱ 8		Ⅲ 8		Ⅳ 8		32	68	124			
		雅楽合奏実技		Ⅰ 2		Ⅱ 2		Ⅲ 2		Ⅳ 2		8					
		総合実習		Ⅰ-1 1	Ⅰ-2 1	Ⅱ-1 1	Ⅱ-2 1	Ⅲ-1 1	Ⅲ-2 1	Ⅳ-1 1	Ⅳ-2 1	8					
		学内演奏										2			2		
		卒業演奏										4			4		
		歌物実技		Ⅰ 1		Ⅱ 1		Ⅲ 1		Ⅳ 1		4					
		舞楽実技		Ⅰ 2		Ⅱ 2		Ⅲ 2		Ⅳ 2		8					
		邦楽概論 A (注 1)		2								2					
	選択科目	研究旅行 (注 2)										2	32		32		
		邦楽合奏研究						2									
		副科邦楽実技				2 ～ 6											
		邦楽関連実技 () (注 3)		2 ～ 4													
		邦楽概論 B ～ F		2 ～ 10													
		日本・東洋音楽史		4													
		古典文献研究法 (注 4)		4													
		邦楽歌詞研究		4													
		邦楽実技論 (注 5)		4													
		保健体育		2													
		共通科目	教養科目	一般教養科目	16											16	24
				専門基礎科目													
外国語科目 (注 4)			8								8						

（注 1）邦楽概論 A は隔年開講のため、開講年度に注意して履修すること。

（注 2）研究旅行は新 4 年次に参加すること。

（注 3）江戸祭囃子実技、歌舞伎下座大太鼓演習は隔年に開講する。

（注 4）修得した古典文献研究法（4 単位）を外国語科目「国語（古文）」（2 単位）に振り替えることができる。

（注 5）邦楽実技論は隔年開講のため、開講年度に注意して履修すること。

○ 楽理科

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分		年次 授業科目		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数		
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計
専門科目	必修科目	音楽学概説		12		12						24	62	124
		音楽学実習（注１）						Ⅲ 2		Ⅳ 2		4		
		卒業論文（注２）								4		4		
		楽書講読（英）		2								2		
		初級演習		4								4		
		音楽学講義（注３）				12						12		
		音楽学演習						4				4		
		ソルフェージュA		2	2	2	2					8		
	選択科目	和声		2	2	2	2					24	24	
		音楽学関連専門基礎科目(注４)				8～12								
		研究旅行						2						
		楽書講読（英以外）				4								
		実技（副科／楽理科開設）				4								
共通科目	教養科目	一般教養科目（注５）				24						24	38	
	外国語科目	外国語科目Ⅰ（10単位）				10						14		
		外国語科目Ⅱ（４単位）				4								

（注１）音楽学実習：早期卒業の認定を受けた者は、3年次に4単位履修する。

（注２）卒業論文：早期卒業の認定を受けた者は、3年次に履修する。

（注３）音楽環境創造科開設科目の「ポピュラー音楽研究」の単位をあてることができる。

（注４）音楽学関連専門基礎科目：次に掲げる科目を認定可能なものとして指定する。

声楽史、オペラ史、鍵盤音楽史、室内楽史、管弦楽史、楽器学、ジャズ・ポピュラー音楽、対位法、管弦楽概論、音楽分析、西洋音楽演奏史

作曲家作品研究 A～D、邦楽概論 A～F

（集中講義：各2単位）

音楽学関係科目 1、2

（注５）一般教養科目：24単位中8単位までは専門基礎科目によって振り替えることができる。ただし「西洋音楽史」「日本・東洋音楽史」「音楽リサーチ法Ⅰ・Ⅱ」は単位修得を認めない。専門科目として履修した科目の重複履修は認めない。

○ 音楽環境創造科

教育課程（カリキュラム）修得単位年次表

区分		年次		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		単 位 修 得 数			
		授業科目	期別	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	小計	中計	合計	
専門科目	必修科目	スタディ・スキル（注１）		4								4		52	124
		プロジェクト（注２）				Ⅱ 8		Ⅲ 8				16			
		卒業制作・研究								8		8			
		音楽文化史		4								4			
		音楽基礎演習 （初級、中級又は上級）（注３）		4								4			
		音楽環境創造概説１～４		16								16			
	選択科目	特殊講義・演習 （音楽環境創造科開設）				40						40		48	
		副科実技				2～6						8			
		美術学部開設科目（注４）				2～6									
		芸術情報センター開設科目													
共通科目	教養科目	一般教養科目				12～16						24		24	
		専門基礎科目													
	外国語科目（注５）				8～12										

（注1）スタディスキル：論文作成やプレゼンテーションのために必要なスキルを学ぶ。

後期に実施するアートパスの運営も含める。

（注2）プロジェクトは学科が開設するいずれかのプロジェクトを選択して履修すること。

（注3）ソルフェージュ（音楽基礎演習A）及びソルフェージュ（音楽基礎演習B）を上級とみなす。

（注4）美術学部開設の交流科目（一般教養科目、外国語科目及び保健体育科目を除く。）を指す。

（注5）「英語初級Ⅰ・Ⅱ」及び「英語中級Ⅰ・Ⅱ」は履修対象外とする。

VIII. 教職課程

卒業後、教職に就く意志のある者は、教員免許状を取得するために、本学部の卒業要件単位を修得するとともに、「教職に関する科目」「教科に関する科目」「教職・教科以外の科目」の所定の単位を修得しなければならない。

なお、中学校教諭の免許状を取得するには、さらに「介護等の体験」が必要である。（平成10年度入学生より適用）

1. 免許状の種類

教 科	免 許 状 の 種 類	備 考
音 楽	中 学 校 教 諭	1 種免許状
	高 等 学 校 教 諭	1 種免許状

※所定の教職課程の単位を修得し、大学院修士の学位を取得した者は、「専修免許状（中学・高校）」を取得することもできる。

2. 教職に関する科目（卒業要件単位には含まれない。）

教員免許法で定めている科目	本学部開設の該当科目及び単位数	履 修 方 法
教職の意義等に関する科目	教職概論	2
教育の基礎理論に関する科目	教育原理（教育に関する社会的、制度的又は経営的事項を含む）	2
	教育原理Ⅱ	2
	教育心理学（青年心理学を含む）	2
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程論	1
	音楽教科教育法Ⅰ	4
	音楽教科教育法Ⅱ	4
	道德教育の研究	2
	特別活動の研究	1
	教育方法学	1
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の研究	2
	進路指導・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）	2
教育実習	教育実習（事前事後指導を含む。）	4
	中学校教諭免許状	5
	高等学校教諭免許状	3
教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2
介護等体験	介護等体験（事前指導を含む。）	—
計	中学校教諭免許状	32
	高等学校教諭免許状	28

3. 教科に関する科目

「教科に関する科目」は、教員免許法で定められているとおりに単位を修得することが必要であるが、この単位の中には、各科（専攻）の必修科目（卒業要件単位）として含まれているもの（表中☆）もあるので、それ以外の指定する科目（表中◎）を修得すれば、所定の単位を満たすことができる。

また、この際に修得した単位は、各科（専攻）のカリキュラムに従い、選択科目または自由科目の単位として認められる。

「日本の伝統的な歌唱」と「和楽器実技」は2年次以降に履修すること。なお、「副科実技（邦楽）」の中にはこれらの単位に代えられるものもある。（48ページ参照）

※「和楽器実技」を失格又は不可の者は、同じ楽器での再履修を認めない。

○作曲科（◎の科目は「教科に関する科目」の必修科目）

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	☆ソルフェージュ	☆
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	◎副科独唱	2
	◎副科合唱	2
	◎日本の伝統的な歌唱	1
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	☆ピアノ	☆
	◎器楽合奏（リコーダー合奏）（注）	1
	◎和楽器実技	1
指揮法	◎指揮法概論または副科指揮法	2
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び民族音楽を含む。）	☆音楽理論・作曲法	☆
	◎西洋音楽史	4
	◎日本・東洋音楽史	4

（注）「器楽合奏」の単位については、「合奏Ⅲ」「管打合奏」「西洋古楽演奏」「東洋音楽演奏」「ガムラン演奏」の履修も該当するが、教職上、なるべく「リコーダー合奏」（集中講義）を履修すること。

○声楽科（◎の科目は「教科に関する科目」の必修科目）

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	☆ソルフェージュ	☆
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	☆声楽実技	☆
	☆合唱	☆
	◎日本の伝統的な歌唱	1
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	◎ピアノ	2
	◎器楽合奏（リコーダー合奏）（注）	1
	◎和楽器実技	1
指揮法	◎指揮法概論または副科指揮法	2
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び民族音楽を含む。）	☆和声・音楽理論他	☆
	◎西洋音楽史	4
	◎日本・東洋音楽史	4

（注）「器楽合奏」の単位については、「合奏Ⅲ」「管打合奏」「西洋古楽演奏」「東洋音楽演奏」「ガムラン演奏」の履修も該当するが、教職上、なるべく「リコーダー合奏」（集中講義）を履修すること。

○器楽科（ピアノ）（◎の科目は「教科に関する科目」の必修科目）

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	☆ソルフェージュ	☆
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	◎副科独唱	2
	◎副科合唱	2
	◎日本の伝統的な歌唱	1
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	☆ピアノ	☆
	☆合奏・伴奏	☆
	◎和楽器実技	1
指揮法	◎指揮法概論または副科指揮法	2
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び民族音楽を含む。）	☆和声・音楽理論他	☆
	☆西洋音楽史	☆
	◎日本・東洋音楽史	4

○器楽科（オルガン）（◎の科目は「教科に関する科目」の必修科目）

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	☆ソルフェージュ	☆
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	◎副科独唱	2
	◎副科合唱	2
	◎日本の伝統的な歌唱	1
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	☆オルガン	☆
	☆アンサンブル	☆
	◎和楽器実技	1
指揮法	◎指揮法概論または副科指揮法	2
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び民族音楽を含む。）	☆和声・音楽理論他	☆
	☆西洋音楽史	☆
	◎日本・東洋音楽史	4

○器楽科（弦楽）（◎の科目は「教科に関する科目」の必修科目）

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	☆ソルフェージュ	☆
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	◎副科独唱	2
	◎副科合唱	2
	◎日本の伝統的な歌唱	1
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	☆専門実技	☆
	☆ピアノ	☆
	◎和楽器実技	1
指揮法	◎指揮法概論または副科指揮法	2
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び民族音楽を含む。）	☆和声・音楽理論他	☆
	☆西洋音楽史	☆
	◎日本・東洋音楽史	4

○器楽科（管打楽）（◎の科目は「教科に関する科目」の必修科目）

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	☆ソルフェージュ	☆
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	◎副科独唱	2
	◎副科合唱	2
	◎日本の伝統的な歌唱	1
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	☆専門実技	☆
	☆ピアノ	☆
	◎和楽器実技	1
指揮法	◎指揮法概論または副科指揮法	2
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び民族音楽を含む。）	☆和声・音楽理論他	☆
	☆西洋音楽史	☆
	◎日本・東洋音楽史	4

○器楽科（古楽・チェンバロ）（◎の科目は「教科に関する科目」の必修科目）

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	☆ソルフェージュ	☆
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	◎副科独唱	2
	◎副科合唱	2
	◎日本の伝統的な歌唱	1
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	☆専門実技	☆
	☆古楽アンサンブル	☆
	◎和楽器実技	1
指揮法	◎指揮法概論または副科指揮法	2
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び民族音楽を含む。）	☆和声・音楽理論他	☆
	☆西洋音楽史	☆
	◎日本・東洋音楽史	4

○器楽科（古楽・バロックヴァイオリン、リコーダー）（◎の科目は「教科に関する科目」の必修科目）

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	☆ソルフェージュ	☆
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	◎副科独唱	2
	◎副科合唱	2
	◎日本の伝統的な歌唱	1
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	☆専門実技・チェンバロ	☆
	☆古楽アンサンブル	☆
	◎和楽器実技	1
指揮法	◎指揮法概論または副科指揮法	2
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び民族音楽を含む。）	☆和声・音楽理論他	☆
	☆西洋音楽史	☆
	◎日本・東洋音楽史	4

○指揮科（◎の科目は「教科に関する科目」の必修科目）

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	☆ソルフェージュ	☆
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	◎副科独唱	2
	◎副科合唱	2
	◎日本の伝統的な歌唱	1
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	☆ピアノ	☆
	◎器楽合奏（リコーダー合奏）（注）	1
	◎和楽器実技	1
指揮法	☆指揮実技理論	☆
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び民族音楽を含む。）	☆和声・音楽理論他	☆
	◎西洋音楽史	4
	◎日本・東洋音楽史	4

（注）「器楽合奏」の単位については、「合奏Ⅲ」「管打合奏」「西洋古楽演奏」「東洋音楽演奏」「ガムラン演奏」の履修も該当するが、教職上、なるべく「リコーダー合奏」（集中講義）を履修すること。

○邦楽科（◎の科目は「教科に関する科目」の必修科目）

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	◎ソルフェージュ C-a	4
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	◎副科独唱	2
	◎副科合唱	2
	☆日本の伝統的な歌唱（注3）	1
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	◎ピアノⅡ※	2
	◎器楽合奏（リコーダー合奏）（注1）	1
	☆和楽器実技（注3）	1
指揮法	◎指揮法概論または副科指揮法	2
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び民族音楽を含む。）	◎西洋音楽理論Ⅰ（和声初級）	4
	◎西洋音楽史	4
	◎日本・東洋音楽史	4
その他の科目 右記の科目より14単位以上を履修する。	☆邦楽科総合実習	2
	◎ソルフェージュ C-b	4
	邦楽実技論	4
	ピアノⅡ（※を超えて取得した単位）	（3単位目から） 1～
	副科実技（鍵盤楽器・弦楽器・管打楽器）	2～
	管打合奏	2
	西洋古楽演奏	2～4
	東洋音楽演奏	2～4
	ガムラン演奏	2～4
	西洋音楽理論Ⅱ（注2）	4

（注1）「器楽合奏」の単位については、「合奏Ⅲ」「管打合奏」「西洋古楽演奏」「東洋音楽演奏」「ガムラン演奏」「邦楽合奏研究」の履修も該当するが、教職上、なるべく「リコーダー合奏」（集中講義）を履修すること。

（注2）西洋音楽理論Ⅱは「和声中級」「対位法」「管弦楽概論」の科目がある。

（注3）邦楽科の専攻により1単位以上修得する必要があるので事前に教務係で確認すること。

○楽理科（◎の科目は「教科に関する科目」の必修科目）

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	☆ソルフェージュ	☆
声乐（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	◎副科独唱	2
	◎副科合唱	2
	◎日本の伝統的な歌唱	1
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	◎ピアノ	2
	◎器楽合奏（リコーダー合奏）（注１）	1
	◎和楽器実技	1
指揮法	◎指揮法概論または副科指揮法	2
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び民族音楽を含む。）	◎和声・音楽理論他（注２）	4
	☆音楽史	☆

（注１）「器楽合奏」の単位については、「合奏Ⅲ」「管打合奏」「西洋古楽演奏」「東洋音楽演奏」「ガムラン演奏」の履修も該当するが、教職上、なるべく「リコーダー合奏」（集中講義）を履修すること。

（注２）「和声」あるいは、「対位法」「管弦楽概論」「音楽分析」の中から修得すること。

○音楽環境創造科（◎の科目は「教科に関する科目」の必修科目）

教員免許法で定めている科目	本学部開設科目	単位数
ソルフェージュ	◎ソルフェージュ（音楽基礎演習 A または B）（注１）	4
声乐（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	◎副科独唱	2
	◎副科合唱	2
	◎日本の伝統的な歌唱	1
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	◎ピアノ	2
	◎器楽合奏（リコーダー合奏）（注２）	1
	◎和楽器実技（注３）	1
指揮法	◎指揮法概論または副科指揮法	2
音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び民族音楽を含む。）	◎音楽理論演習	2
	◎西洋音楽史	4
	◎日本・東洋音楽史	4
その他の科目 右記の科目を履修すること。	◎プロジェクト 1（作曲）	8
	◎卒業制作・研究（音楽作品制作）	8

（注１）音楽環境創造科設置のソルフェージュ（音楽基礎演習 A）又はソルフェージュ（音楽基礎演習 B）を履修すること。

（注２）「合奏Ⅲ」「管打合奏」「西洋古楽演奏」「東洋音楽演奏」「ガムラン演奏」の履修も該当するが、教職上、なるべく「リコーダー合奏」（集中講義）を履修すること。

（注３）「和楽器実技」を必ず履修すること。

※ 音楽環境創造科の教職課程履修希望者は、学科専任教員の面接を受け、「教科に関する科目」の履修についてその指導に従うこと。

4. 教職・教科以外の科目

教員免許法で定めている科目・単位数		本学部開設科目・単位数		備 考	
日本国憲法	2	法学（日本国憲法）	2	必修	
体育	2	体育Ⅰ	2	必修	
外国語コミュニケーション	2	英語・独語・仏語・伊語・露語・スペイン語	2～	2単位以上履修	
情報機器の操作	2	芸術情報概論AまたはB	2	2単位以上履修	
		芸術と情報	2		
		情報メディア学	2		
そ の 他		一般教養科目の「思想史」「哲学」「倫理学」「宗教学」の中より、いずれか1科目を履修することが望ましい。			
		「副科邦楽実技（日本舞踊を除く）」あるいは専門基礎科目の「邦楽概論A～F」「邦楽実技論」の中より、いずれか1科目を履修することが望ましい。			

5. 他の大学または短期大学において修得した教職関連科目の単位の取り扱い

中学・高校1種免許の課程認定を受けている他の大学（4年制）で、教職科目の単位を修得した者は、下記の基準により、その単位を申請できる。（認定という形はとらないが、本学での再履修の必要はない。）

なお、短期大学を卒業した者は、教職科目の単位を修得していても中学校及び高等学校教諭1種免許状取得のための単位申請はできない。（本学で新たに履修しなおすこと。）ただし、単位認定できる場合もあるので、教務係に相談すること。

(1) 申請できる教職関連科目

① 「教職に関する科目」—教員免許法で定めている科目に該当する科目。

本学部での該当科目は42ページ「2. 教職に関する科目」の表のとおり。

② 「日本国憲法」・「体育」・「外国語コミュニケーション」・「情報機器の操作」

本学部での該当科目は上記4.「教職・教科以外の科目」の表のとおり。

(2) 申請手続

免許状申請時に授与願を出身大学に提出し、単位取得の証明を受けること。

（50ページを参照のこと。）

6. 「和楽器実技」・「日本の伝統的な歌唱」を代用できる「副科実技（邦楽）」科目一覧

「和楽器実技」を代用できる科目名					
長唄三味線	邦楽囃子（笛）	箏曲（山田流）	尺八（琴古流）	能楽囃子（笛）	雅楽
常磐津三味線	邦楽囃子（小鼓）	箏曲（生田流）	尺八（都山流）	能楽囃子（小鼓）	
清元三味線	邦楽囃子（大鼓）			能楽囃子（大鼓）	
	邦楽囃子（太鼓）			能楽囃子（太鼓）	

「日本の伝統的な歌唱」を代用できる科目名				
長唄	清元	常磐津	能楽（観世流）	能楽（宝生流）

7. 教育実習

○ 教育実習履修者

教育実習は、次の要件をすべて満たしている者が履修できる。

- (1) 4年次以上の学生であること。
- (2) 学部卒業に必要な単位修得見込者であること。
- (3) 教育職員免許状取得に必要な教職科目の単位修得の見込が確実な者であること。
- (4) 教職に就く意志の有る者であること。

○ 履修届の提出

- (1) 3年次に教務係に届け出る（実習を行う4年次ではないので間違えないこと）。
- (2) 教育実習と履修届の説明は、3年次に履修する「音楽教科教育法Ⅱ」の授業で行う（4月下旬頃の予定）。
- (3) 履修届の受付は、3年次の6月30日に締切る。
- (4) 上記2項目の日程の確認・変更は、毎年、学事暦、教務係の掲示及び授業の際の指示により行うので、3年次には注意すること。
- (5) 教務システムでの履修登録は、実習を行う4年次に別途必要となるので忘れずに行うこと。

○ 教育実習の方法（下記（1）又は（2）のいずれか一つの方法で行う。）

- (1) 都内私立中学・高校及び東京都以外の公、私立中学・高校で行う教育実習。

主として上記学校の出身者がこれに該当する。

この場合、事前にその学校に連絡して内諾を得ること。

- (2) 都内公立中学・高校で行う実習

前期(1)の方法によれない者及び都内公立中学・高校出身者が該当する。

この場合、大学から東京都教育委員会に一括申請して、その指示によって行うので、必ずしも希望した学校で実習を行えるとは限らない。

従来の実績から見て、(2)の方法による東京都教育委員会からの実習校の割り当ての数は非常に少ないので、なるべく(1)の方法により実習を行うこと。その方法としては、1年次から内諾をお願いし、3年次の6月までに実習希望校を訪問して受け入れの諾否を確認しておくこと。その後の手続等は、それぞれの実習校の実状に応じて教務係において行う。

- (3) 期間及び時期

教育実習の期間及び時期は、実習校の実状に応じて行うこと。この場合、欠席する授業は欠席扱いとしない（公欠扱い）ので、各教員に教育実習のため欠席する旨を事前に届け出ておくこと（届出用紙は教務係窓口にある）。

- (4) オリエンテーション

実習に関するオリエンテーション授業を4月～5月（実習を行う年）に行い、この際に必要書類・用紙等を配布するので、必ず出席すること（日時については4月に掲示）。

- (5) 健康診断

4月に上野校地で行われる定期健康診断（内科・レントゲン撮影・視力等）を必ず受けておくこと。

8. 介護等の体験

中学校教諭の免許状を取得しようとする者は、介護等の体験を行わなければならない。

○ 介護等の体験の内容

特別支援学校または社会福祉施設その他の施設（法で定められた「受入施設」）において障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を指す。

(1) 体験の期間（7日間）

免許状取得までの間に行うこととし、受入施設等において連続して介護等の体験を行う場合のほか、異なる2以上の受入施設等において1日単位で行うことも可能。（大学の休業期間中や土曜・日曜に行うことも可能）また、7日間の内訳については、社会福祉施設5日間、特別支援学校2日間とすることが望ましい。

(2) 中学校教諭の免許状の授与を受けようとする場合は、介護等の体験を行った受入施設等から「介護等の体験に関する証明書」を発行してもらうこと。

(3) 受入施設等によっては、必要な経費の徴収等が行われる場合がある。

(4) 介護等の体験に伴い、想定される事故等に対応した保険への加入が必要である。

（注）平成10年度入学生より適用されるが、平成10年3月31日以前の卒業者であっても、教員免許状取得のための所要資格を得ていない者が、平成10年4月以降に科目等履修生として在学し、免許状取得のため単位修得をする場合は、介護等の体験を行うことが必要である。

なお、介護等に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者または身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者は、この介護等の体験を要しない。

○ 実施方法等

(1) 介護等の体験を行う者は、あらかじめ大学に履修計画書を提出すること。（その他、詳細については、追って掲示等により発表する。）

9. 教員免許状

教員免許状は、大学の所定単位を修得しても、本人が授与願の申請を大学または教育委員会に行わない限り、免許状は発行されない。

(1) 免許状授与願の申請

申請区分	対 象	手続場所	手続期間	申 請 手 続 順
一括申請	在学生	学生課	6月下旬～ 7月中旬	① 所定手数料と印鑑を持参し、手続きをする。 ② 他大学出身者は申請手続き時に窓口で相談すること。 （一括申請者の手続はここで終了） ③ 本学で「授与願」に単位修得証明を受ける。 ④ 個人申請者は「授与願」を教育委員会に提出する。
個人申請	卒業生	現住所の都道府 県教育委員会	教育委員会に よって異なる	

（注）平成10年度入学生より、中学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、介護等の体験を行った学校又は施設の長が発行する「介護等の体験に関する証明書」を提出すること。

(2) 授与された免許状について

免許状は、再発行されないので各自大切に保管すること、万一、紛失等した場合は、教育委員会に「免許状授与証明書」を申請すること。この場合、自己の免許状の種類、番号が必要となるので、紛失等に関係なく、免許状のコピーを各自保存しておくことが望ましい。

IX. 博物館学課程（学芸員資格）

博物館法施行規則に定める科目			本学開設の該当科目及び単位数			
科 目		単位数	科 目	単位数	備 考	
必修科目	生涯学習概論	2	生涯学習概論	2	大美	
	博物館概論	2	博物館概論 A・B	2	大美	A・Bいずれか1科目を選択
	博物館経営論	2	博物館経営論	2	大美	
	博物館資料論	2	美術館資料論 A・B	2	大美	A・Bいずれか1科目を選択
	博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2	大美	
	博物館展示論	2	企画展示論	2	大美	
	博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2	大美	
	博物館教育論	2	博物館教育論	2	大美	
	博物館実習	3	美術館実習 A・B	3	大美	A・Bいずれか1科目を選択
選択科目	文化史 美術史 考古学 民俗学 自然科学史 物理 化学 生物学	8	文化人類学Ⅰ、Ⅱ	各2	音	合計8単位以上を修得する。
			音響学Ⅰ、Ⅱ	各2	音	
			芸術文化環境論Ⅰ、Ⅱ	各2	音	
			西洋音楽史	4	音	
			楽器学	4	音	
			日本・東洋音楽史Ⅰ、Ⅱ	各2	音	
			西洋音楽史概説	4	音	
			日本音楽史概説	4	音	
			東洋音楽史概説	4	音	
			音楽民族学概説	4	音	
			音楽音響学Ⅰ、Ⅱ	各2	音	
			芸術情報概論A	2	芸	
			芸術情報概論B	2	芸	

※他大学出身者で、本学での学芸員資格取得を希望する者は、選択科目8単位を全て本学で履修しなければならない。

（備考） 1 表記中「大美」は、大学美術館開設科目を示す。

2 表記中「音」は、音楽学部開設で美術学部学生も履修できる交流科目を示す。

3 表記中「美」は、美術学部開設で音楽学部学生も履修できる交流科目を示す。

4 表記中「芸」は、芸術情報センター開設科目の交流科目を示す。

博物館や美術館などには、博物館法に基づき資料の収集、保管、展示及び調査研究などに関する専門的職務を行う者として学芸員が置かれている。

学芸員となる資格を得るためには、学士の学位を有し、博物館法施行規則に定める博物館に関する科目の単位を取得していなければならない。

本学では、学芸員資格取得の科目として上記のとおり開設しているが、単に資格を取るだけという安易な姿勢での履修は、各自の専攻分野の学修を阻害することにもなりかねないので、目的意識をしっかりと持った学修が必要となる。

博物館の範囲はきわめて広く、学芸員の職務も博物館の内容により、その専門分野は大きく異なる。

また、学芸員職としての採用は、極めてむずかしく、この点からも専門的な知識・技能・経験を深めるための積極的な学修が必要となる。

(なお、博物館学課程を大学院において履修することも不可能ではないが、短期間での履修となることから、各自の研究分野での学修を妨げることをないように、しっかりと計画を立てて履修すること。)

1. 課程表

1. 必修科目は表に示した科目をすべて履修すること。
2. 美術館実習は、他の必修科目を履修、単位を修得した者が4年次以降に履修すること。
3. 美術館実習は、学部生4年次以降で履修可能で、他の必修8科目の単位を全て取得してから受講することが望ましいが、美術館実習と同年度中に全ての単位を取得できる見込みがある者は履修可能。
4. 博物館経営論、博物館教育論及び美術館実習は、集中講義で行う。
5. 選択科目は、本学における開設科目の中から8単位以上を修得すること。
6. 選択科目については、卒業要件単位として修得したものを充てることができる。
7. 所定の単位を修得し、学士の学位を有する者については、学芸員資格証明書を交付する。(申請しないと交付されない。卒業予定者については、掲示等で手続方法を通知する。)
8. 本学の博物館学学芸員課程は、美術系博物館・美術館および美術資料の取り扱いに重点を置いているので、他大学で履修した必修科目のうちで、本学で認定される科目は限られる。「2.」を参照すること。

2. 他の大学において修得した博物館学関連科目の単位の取り扱い

他の大学で、博物館学課程科目の単位を修得した者は、下記の基準により、その単位を申告することができる。(認定という形はとらないが、本学での再履修の必要はない。)

(1) 申告できる博物館学課程科目

生涯学習概論、博物館概論、博物館経営論、博物館情報・メディア論、博物館教育論

該当科目は、51ページ博物館学課程(学芸員資格)一覧表参照

(「選択科目」にあたるものは、すべて本学で履修しなければならない。)

(2) 申告方法

出身大学等の「博物館法施行規則に基づいた単位取得証明書」を履修登録期間中に教務係に提出すること。

内容を確認後、教務係から本人に通知するので、それに従い、必要な履修をすること。

3. その他

博物館学課程履修に関する連絡は、美術学部中央棟1階の掲示板で行う。履修者は必ず確認すること。

X. セメスター制科目の導入に伴う履修登録上の注意

平成27年度におけるセメスター制科目の導入を受け、本学では以下4種類の科目形態が存在する。

(1) セメスター制科目

前期（4月から9月）および後期（10月から3月）それぞれで授業が完結し、成績は各学期末に出される。

(2) 通年科目

専攻実技等、年間を通じて指導が行われる科目で、成績は年度末に出される。

(3) セット科目

同一年度で、前期・後期の両方を履修し単位取得する必要がある課目で、成績は各学期末に出される。

ただし、英語を除く外国語科目の初級については、前期の単位を取得できなかった場合でも、同一年度の後期の授業は履修できる。なお、英語科目は上記(1)に相当する。外国語科目についての詳細は14～16ページを参照すること。

(4) 集中講義科目

集中講義期間に実施される科目で、成績は該当する学期末に出される。

なお、以上すべての科目について、前期の履修登録期間内に履修登録が行われる必要があるので注意すること。後期履修登録期間では、(1)に該当する科目のうち、前期の成績を踏まえて追加・変更する科目のみ履修登録が可能である。

また留学に係る休学の際は、通年科目であっても単位を学期毎（半年毎）に分割して履修することが可能である。詳細は54ページを参照すること。

XI. 履修登録

履修登録とは、指定された期日（学事暦及び掲示を参照）に、当学期および当年度において履修するすべての科目を届け出る手続きのことである。履修登録は教務システムを使用して行う。登録にあたっては、各自が責任を持って「履修便覧」「授業時間割表」「シラバス」等を検討し、その年度だけでなく翌年度以降のことを考慮して、計画的に履修すること。

1. 登録上の注意事項

- (1) 登録は定められた期日に本人が行うこと。（やむを得ない理由により、期日までに手続きできない学生は、事前に教務係に連絡すること。）
- (2) 登録した科目でなければ単位を修得できない。
- (3) 一部の科目を除き、すでに単位を修得した科目は、原則として登録できない。
- (4) 登録期間後の変更・追加・取消は、原則としてできない。
- (5) 年次・クラス指定：本学部では、履修年次が指定されている科目、クラスが指定されている科目があるので、注意すること。（原則として、定められた年次・クラスを履修すること。）
- (6) 副科実技・和楽器実技・室内楽・ソルフェージュ・教育実習・介護等体験については、学事暦や担当の教員室から指定された期間に、履修希望調査を行うので、注意すること。なお、教務システムへの登録も必要なので注意すること。
- (7) 1年間に履修登録することができる単位数は、44単位を上限とする。ただし、教職課程のうち「教職に関する科目」、博物館学課程のうち「必修科目」及び単位互換制度により他大学等で修得した認定単位を除く。
なお、4年生以上の学生については、上限を定めない。
- (8) 履修登録の手続きをしない者は、その年度における履修の権利を放棄したものとみなす。

XII. 授業・試験関係

- (1) 授業に出席し、試験に合格すると、その授業の単位を取得することができる。取得した単位数が、カリキュラム表に定められた卒業要件単位数を満たせば、卒業することができる。
- (2) 試験を受けるためには、音楽学部規則によりその授業の時間数の3分の2以上の出席日数が必要と決められているが、出席日数を計算しながら、授業を受けるようなことは本末転倒である。授業に出るのは、「単位を取る」ためではなく、学生が自ら学びたいと希望した専門分野の知識やスキルを修得するためであることを忘れずに、(授業中の私語や携帯メールは慎み、) 誠実な態度で授業に臨むこと。
- (3) 試験では、不正行為(カンニング等)は厳禁である。例えば、机の中に物を入れないとの注意にもかかわらず、机の中のメモが発見されたケースがある。試験の際には、試験監督者の指示に従い、試験を受けること。
また、試験に相当するレポートの作成に当たっては、代筆や人のレポートの丸写しなども、たとえ一部であっても絶対にしないこと。
こうした不正行為は、懲戒処分の対象となる。
- (4) 「学内演奏会」「卒業試験公開演奏会」において、他科所属の非常勤講師等に伴奏、助演を依頼する場合、それらに対する対価が学生の自己負担となることがあるので、依頼する際は相手方とよく打ち合わせをすること。

XIII. 留学に係る履修上の特例

(平成26年10月23日 教務委員会決定)

通年授業の単位分割について

年度途中で休学のうえ留学するとき、下記の条件を満たす場合に限り、特例として、通年の授業でも半期ずつの単位(本来の単位数の半分)が認められる(2015年度より)。

- ① 単位分割が認められる場合：
 - a. その外国の正規の学校制度による大学・大学院又は、それらに相当すると認められている音楽院の課程に在学する場合。
 - b. 外国において特定の教育機関に在学せず、教師に個人的に師事する場合で、音楽の実技の指導を受けることが確実に証明でき、かつ当該科(専攻)部会によって教育上有効と認められた場合。
- ② 休学の開始、及び復学の時期：
半期授業の所要出席数を十分に満たすことのできる時期であること。
- ③ 当該科目の担当教員より、前期の合格相当の成績評価を得られること。
- ④ 休学願提出時に必要な書類：
 - a. 受け入れ機関が発行する受け入れ証明書。留学期間や資格等を明記したもの。
 - b. 受け入れ教師による受け入れ証明書。留学期間等を明記したもの。
 - c. 留学による休学に伴う通年授業の単位分割申請書。
- ⑤ 復学願提出時に必要な書類：
 - a. その教育機関に在学していたことを証明する資料：在学証明書、成績証明書、学生証、成績表(票)、履修票(指導教員の受講サインがあるもの)等。場合によっては授業納入済証等でもよい。学位を取得したり、卒業・修了の資格を取得している必要はない。
 - b. その教師に実質的に師事したことを証明する資料：教師が作成した指導内容、成果、評価等に関する証明書(指導教師のサインがあるもの)。
・資料原本は、教務係においてコピーを取った上、返却する。
 - c. 復学に伴う通年授業の単位分割申請書。
- ⑥ 復学後の注意事項：
上記授業が修了要件授業である場合、後期では同じ授業科目の後半期を履修しなければならない。ただし、もしそれが開設されていない場合には、それに相当する授業の後半期を履修しなければならない。

XIV. 他大学等において修得した単位の認定

本学部入学前に、他大学等において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、その申請に基づき、下記の基準により本学部の単位として認定する。（教職課程の単位の取扱については、48ページを参照のこと。）

1. 単位認定の基準

合計30単位までを、次の基準により認定する。

科 目 名	基 準
一般教養科目	16単位までを認定する。
外 国 語 科 目	1ヶ国語に限り、12単位までを認定する。
保健体育科目	理論・実技の区分のある場合、両方の単位を修得（併せて2単位以上修得）していれば、「体育Ⅰ（2単位）」の単位として認定する。 理論・実技の区分のない場合、2単位以上修得していれば、「体育Ⅰ（2単位）」の単位として認定する。 ただし、理論のみ・実技のみの場合は認定しないので、教職課程に必要な科目としては、「体育Ⅰ」の授業を履修すること。

2. 単位認定の申請

定められた期日までに、所定の申請書に他大学等の「単位修得成績証明書」を添付して、教務係に提出すること。
単位認定された授業科目を本学で再履修しても単位加算されないので、注意すること。

XV. 学生生活

1. 学内在留時間

平日（月～金曜） 7：30～21：00

土・日・祝日 7：30～21：00

夏季・冬季・春季休業期間中 7：30～20：00（ただし、夏季休業中の日・祝日は登校禁止とする。）

下校時間を厳守すること。また、入学試験実施その他による登校禁止等については、その都度、掲示により連絡する。

・千住校地は次のとおり。

平日（月～金曜） 7：30～21：00（入構は20：30まで）

土・日・祝日 7：30～21：00（入構は20：30まで）

夏季・冬季・春季休業期間中 7：30～20：00（入構は19：30まで。夏季休業中の日・祝日は登校禁止とする。）

・なお、正面自動扉が施錠されている時は、自動扉脇の通用口から学生証を用いて解錠して入ること。

2. 練習時間（上野校地）

平日（月～金曜） 7：30～21：00

土・日・祝日 7：30～21：00

夏季・冬季・春季休業期間中 7：30～20：00（ただし、夏季休業中の日・祝日は登校禁止とする。）

練習時間は学内在留時間と同じであり、この時間帯以外の使用は一切認めない。時間延長等は一切行わないので、終了時間を厳守すること。

また、学外者の使用は一切認めない。

なお、ホールや教務係管理・各科管理の練習室等の使用については、それぞれに定められている使用要領等に従うこと。

・千住校地音楽演習室等の利用時間については、別途、音楽環境創造科教員室から通知する。

3. 事務取り扱い時間（教務係）

平日（月～金曜） 9：00～12：30

13：30～16：30

上記時間帯以外は事務取り扱いをしない。

・千住校地における学生に関する業務は、千住校地事務室で取り扱う。

・千住校地事務室の事務取り扱い時間

平日（月～金曜） 8：30～12：30

13：30～17：15

4. 連絡・伝達事項

各科あるいは授業時に教員から指示される事項を除き、大学から学生への連絡・伝達事項は、特別の事情によるもの以外、すべて掲示により行う。音楽学部における学生への連絡・伝達用の掲示板は、教務係前、5－109室前に設置してあるので、登下校時には必ず確認しておくこと。

・千住校地における掲示板：正面エントランス

○ 休講・補講情報

本学ホームページ上で告知する。

○ 構内放送

火事等の災害時における緊急を要する場合及び多数の学生に知らせる必要がある場合は、構内放送で連絡する。

○ 電話での問い合わせ

(1) 学生からの電話による問い合わせには応じないので、窓口に出向いて問い合わせること。

(2) 学外者からの電話の取り次ぎは、緊急を要する場合以外一切行わない。

(3) 学外者からの学生の住所・電話番号等の問い合わせには一切応じない。

5. 授業料の徴収

(1) 授業料は、口座振替により徴収する。

(2) 口座振替は、前・後期の2期に分けて、年額の半額ずつ実施すること。

(3) 平成28年度の口座振替は、前期：平成28年5月27日（金）、後期：平成28年11月28日（月）実施予定である。

6. 学生証

(1) 本学学生として常に携帯すること。

(2) 有効期限は4年間で、留年等で更新手続きが必要な場合は所定の手続きを取ること。

(3) 改姓、住所変更等、記載事項に変更が生じた場合は、必ず届け出ること。また、紛失した場合には、すみやかに再交付の手続きをすること。

- (4) 本学学生の身分を離れた時は、すみやかに学生証を返還すること。
- (5) 学生証に関する手続き等は、学生課（上野校地）で行う。また、学生証に違法使用（他人への譲渡、記載事項の無断変更記入等）があった場合は、大学として厳しく処分する。

7. 通学定期券

- (1) 学生証、通学定期乗車券発行控及び申込用紙（各駅にある）を駅の窓口に出し、購入する。
- (2) 住所変更等に伴い、通学経路の変更をしたい場合は、通学区間変更の手続きを音楽学部教務係で行うこと。

・千住校地事務室においても手続きを行うことができる。

8. 学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

- (1) 学割は、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度であり、学生個人の自由な権利として利用することを前提としているものではないことを念頭におくこと。
- (2) 1人につき年間10枚まで使用でき、発行日より3ヶ月間有効である。
ただし、4年次生以上は1月1日以降に発行したものでも、3月31日を有効期限とする。
- (3) 学割を利用するときは、常に学生証を携帯すること。
- (4) 学割の不正使用は、本人に対する罰則だけでなく、全学生への使用禁止となることもあるので、絶対に行わないこと。
- (5) 学割は学生課または教務係にある自動発行機を使って自分で発行すること。

・千住校地においても自動発行機を使って自分で発行すること。

9. 証明書

各種証明書の発行は、「証明書発行申請書」に必要事項を記入し、音楽学部教務係へ申し込むこと。和文証明書の場合、発行までに3日間程度を要する。教務係窓口で相談が必要な証明書については、窓口にお問い合わせのこと。

なお、英文証明書については、発行まで約1週間を要する。

証 明 書 の 名 称	条 件 等
※ 在 学 証 明 書	
※ 卒 業 見 込 証 明 書	4年次生以降で卒業見込の者に発行
※ 単位修得・成績証明書	2年次生以降に発行
教 育 職 員 免 許 状 取 得 見 込 証 明 書	4年次生以降で卒業見込・免許状取得見込の者に発行
人 物 証 明 書 ・ 推 薦 書	教務係窓口で相談のこと
調 査 書	教務係窓口で相談のこと
卒 業 証 明 書	卒業式当日以降の発行
学力に関する証明書	教務係窓口で相談のこと

○ 注意事項

- (1) 「※」印の証明書は自動発行機で自分で発行すること。申請書は必要ない。千住校地においても自動発行機で自分で発行すること。
- (2) 学生個々の理由（手続きの遅れ、差し迫った必要度等）に応じて、証明書を発行することはできないので、必要な手続きは早めに行い、提出期限を守るよう各自が心がけること。なお、証明書の交付は、学生本人もしくは保証人に行く。やむを得ず代理人に委任する時は、必ず委任状を添えること。

- (3) 自動発行機作動時間は、月曜から金曜（土・日・祝日を除く）までの9：00～17：00まで（ただし、教務係窓口は16：30まで）

10. 各種手続き

各手続きは、病気・ケガ等で来学できない場合を除き、原則として学生本人が行うこと。（身分異動に関する手続きは、必ず学生本人が行うこと。）

下表に示した各種手続きは、音楽学部教務係（楽器類借用願については演奏・楽器係）で行うこと。

・楽器類借用願を除く各種手続きは、千住校地事務室でも行うことができる。

名 称	手 続 き 等
休 学 届	病気・ケガ等の場合は、診断書を添付する。 （学則第70、71、72条を参照）
復 学 届	病気・ケガ等の理由で休学していた場合は、修学が可能である旨を証明した診断書を添付する。 （学則第73条）参照
退 学 届	受理された後、学生証を返還する。（学則第74条を参照）
学生個人情報・ 保証人情報変更届	〔住所・電話番号等変更〕学生証を添えて届け出る。
	〔改姓〕戸籍抄本等、改姓を証明するものと学生証を添えて届け出る。
	〔本籍変更〕戸籍抄本等、変更を証明するものを添えて届け出る。
※保証人の変更、保証人の住所変更については、教務係窓口にお問い合わせること。	
学生証再交付願	手数料2,060円を戦略企画課で納付の上、学生課学務係へ願い出ること。
声 種 変 更 届	声楽科学生対象
講 義 室 使 用 願	教務係管理の講義室を使用する場合に提出する。（第1、2、6ホールの使用手続きは演奏・楽器係で行う。）
曲 目 提 出 用 紙	学内演奏会・卒業演奏会その他、試験・オーディション等において、演奏曲目を提出する指示があった場合は、期限までに提出すること。
公 欠 届	音楽学部公欠の承認基準を参照
追 試 験 願	音楽学部規則第13条を参照
楽 器 類 借 用 願	音楽学部規則第23、24、25条を参照
旧姓使用申出書	戸籍抄本等を添えて申し出る。

11. ロッカー

- 学生個人用ロッカーの使用希望者は、毎年5月に使用登録を受け付けるので、定められた期間内に必ず登録すること。
- 使用期間は、翌年4月までの1年間である。継続して使用する場合は、毎年更新する必要があるので、注意すること。（卒業生は、3月までの使用。）
- 卒業生は、卒業時にロッカー内を整理、空にすること。
- 未登録のロッカーについては、その中に入っている私物の内容・種類を問わず、大学ですべて処分する。また、処分された物品について、大学では一切責任を負わないので注意すること。
- 大学では、盗難などについて、一切責任を負わないので、貴重品等はいれないようにし、暗証番号の管理に注意すること。

12. 自転車の登録

- (1) 通学により音楽学部側キャンパスに駐輪を希望する自転車等所有者（自動二輪車、原動付自転車を含む。）は、登録手続きが必要、教務係で必ず登録すること。
- (2) 駐輪場所は、音楽学部5号館ピロティ及び2号館前である。（点字ブロック、奏楽堂や第6ホール入口には駐輪しないこと。）
- (3) 無断駐輪者に対しては告知文を発行する。再三の告知にもかかわらず、無断駐輪を続けている自転車等は、廃棄処分する。なお、その際に要した経費については、当該者に対して請求する場合がある。

・千住校地の駐輪場も自転車等の登録を行う。詳細は、別途、掲示で周知する。

13. その他

- (1) 楽器、現金等の貴重品は、各自が責任をもって管理し、盗難防止につとめること。特に学生証やキャッシュカードは悪用される恐れがあるので、十分注意すること。
- (2) 教室、レッスン室、練習室等に許可なく私物を置かないこと。置かれた物については、紛失等があっても、大学では一切責任を負わないので注意すること。
- (3) 学内においては、火気の無断使用を厳禁とする。喫煙は定められた場所で行い、火の元には十分注意すること。タバコの投げ捨ては厳禁とする。
- (4) 本学には駐車スペースがないので、学内への車両乗り入れは、原則として禁止とする。楽器の搬送等、やむを得ない状況により車両乗り入れをする場合は、事前に所定の申請書類に必要事項を記入し、届け出て許可を得ること。
- (5) 学内での練習は、近隣住民の迷惑にならないように、練習時間を厳守すること。また、窓を開けたままでの練習は、絶対に行わないこと。
- (6) アパート、マンション住まいの学生は、楽器演奏の音などで、居住者、近隣住民の迷惑にならないよう注意すること。
- (7) キャッチ商法、マルチ商法等のいわゆる悪徳商法、インチキ商法には十分注意すること。電話や街頭での巧みな勧誘等にはのることなく、断る時はきっぱりと断ること。また、安易に署名・捺印等をしないこと。
- (8) 度を越した飲酒は、厳に慎むこと。
- (9) 大麻・マリファナ等の薬物には、絶対に手を出さないこと。
- (10) その他、学生課発行の「学生便覧」をよく読むこと。

千住校地における事項

- 展示について
千住校地の屋内外で展示やパフォーマンスを行う場合には、千住校地事務室との打ち合わせが必要である。
- 毎年4月に上野校地で行われる定期健康診断を必ず受診すること。
- 千住校地の自動販売機（飲物）設置場所
1階第1講義室隣の階段脇
- 千住校地の医務室
応急処置一般・健康相談 不定期

XVI. 東京藝術大学音楽学部（大学院音楽研究科を含む）開設授業公欠の承認基準

制 定 昭和59年11月18日

最近改正 平成25年10月24日

（趣旨）

第1条 この基準は学生（大学院学生を含む。）が授業を欠席する場合において、特別の事由により公欠する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 公欠とは、特別の事由により音楽学部（以下「学部」という。）が認めた公の授業欠席をいう。

（特別の事由）

第3条 前条に定める特別の事由は、次に掲げるとおりとする。

- （1）忌引（父母：7日間、兄弟姉妹及び祖父母：3日間）
- （2）教育実習（期間中及び実習のための打合せ）及び介護体験
- （3）藝大定期演奏会に参加する出演者（演奏会及びゲネプロ当日）
- （4）その他学部教授会が認めた特別事由

（承認手続）

第4条 前条に定める特別事由に該当する場合は、学部教授会の承認があったものとみなす。但し、第3号及び第4号に該当する場合は、個別に学部教授会の承認を得なければならない。

第5条 特別の事由に該当して授業を欠席する場合は、当該学生が別に定める欠席届を原則として事前に当該科目の担当教員に提出しなければならない。

（公欠の例外）

第6条 特別の事由に該当する場合でも、欠席しようとする授業が集中講義科目のときは、公欠として認めない。

（公欠の処理）

第7条 公欠をした場合、当該公欠の授業時数（回数）は、当該科目の総授業時数に算入しない。

（実施細則）

第8条 この基準に定めるもののほか、公欠の取扱いに関して必要な事項は、学部教授会の定めるところによる。

附則

この基準は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

XVII. 東京藝術大学学則（抄）

制 定 昭和25年 3 月10日

最近改正 平成28年 3 月24日

第1章 総則

第1節 通則

（趣旨）

第1条 この学則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）に基づき設立される国立大学法人東京藝術大学及びその法人によって設置される東京藝術大学の目的、組織、修業年限、教育課程その他の学生の修学等に関し必要な事項を定めるものとする。

（総称）

第2条 前条に規定する国立大学法人東京藝術大学及び東京藝術大学は総称して東京藝術大学という。

2 前項において総称する東京藝術大学は、諸規則の名称及び別段の定めのあるものを除き、東京藝術大学の諸規則において「本学」という。

（事務所の所在地）

第3条 本学は、主たる事務所を東京都台東区上野公園12番 8 号に置く。

（目的）

第4条 本学は、広く芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門芸術の技能、理論及び応用の教授並びに研究を目的とする。

（点検・評価）

第5条 本学は、その教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検・評価に加え、教育研究等の総合的な状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 第1項の点検・評価については、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

4 前3項の点検・評価に関し必要な事項については、別に定める。

第2節 教育研究組織等

（学部）

第6条 本学に、次の学部を置く。

美術学部

音楽学部

2 学部に次の学科を置く。

美術学部 絵 画 科

彫 刻 科

工 芸 科

デザイン科

建 築 科

芸 術 学 科

先端芸術表現科

音楽学部 作 曲 科

声 楽 科

器 楽 科

指 揮 科

邦 楽 科
楽 理 科
音楽環境創造科

第7条～第47条（略）

第2章 学部

第1節 修業年限、在学年限及び収容定員

（修業年限）

第48条 修業年限は、4年とする。

（在学年限）

第49条 学生は、6年を超えて在学することはできない。

（在学期間の特例）

第50条 本学に3年以上在学した者が、卒業の要件として本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、第48条の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

（入学定員及び収容定員）

第51条 学生の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

学 部 名	学 科 名	入学定員	収容定員
美 術 学 部	絵 画 科	80	320
	彫 刻 科	20	80
	工 芸 科	30	120
	デ ザ イ ン 科	45	180
	建 築 科	15	60
	芸 術 学 科	20	80
	先端芸術表現科	24	96
	計	234	936
音 楽 学 部	作 曲 科	15	60
	声 楽 科	54	216
	器 楽 科	98	392
	指 揮 科	2	8
	邦 楽 科	25	100
	楽 理 科	23	92
	音楽環境創造科	20	80
	計	237	948
	合 計	471	1,884

第2節 学年、学期及び休業日

（学年）

第52条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（学期）

第53条 学年を分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第54条 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 開学記念日 10月4日
- (4) 春季、夏季及び冬期休業日

2 前項第4号の休業日は別に定める。

第55条 学長は、必要があると認めるときは、前条第1項の休業日を変更することができる。

(臨時の休業日)

第56条 第54条に定める休業日のほかに臨時の休業は、学長がその都度定める。

2 前項の休業の中、授業の都合により3日以内の休業は、学部長が定めることができる。

第3節 入学、休学、復学、退学、転学、留学及び除籍

(入学の許可)

第57条 入学の許可は、当該学部教授会の意見を参考として、学長が行う。

(入学の時期)

第58条 入学(編入学及び再入学を含む。)の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

第59条～第62条(略)

(入学手続)

第63条 選抜試験に合格した者は、指定の期日までに誓約書及びその他本学の指定する書式に必要な事項を記入の上、提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。ただし、第101条の規定により入学料の免除又は徴収猶予の許可を受けようとする者については、入学料免除申請書又は入学料徴収猶予申請書の受理をもって、入学手続上入学料の納付に代えることができる。

(入学許可)

第64条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第65条 編入学及び再入学の場合の入学願書、入学手続及び入学許可については、第62条から前条までの規定を準用する。

(保証人)

第66条 誓約書に連署の連帯保証人(入学者が、未成年のときは法定代理人とする。)は、本人在学中の一切のことについて責任を負わなければならない。

第67条 連帯保証人が、住所及び身上に異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

第68条 連帯保証人が死亡し、若しくは資格を失ったときは、すみやかに新しい保証人を設けて届け出なければならない。

(欠席)

第69条 病気その他の理由により欠席しようとする者は、その期間及び理由を届け出なければならない。病気のため1週間以上欠席するときは、医師の診断書を添えなければならない。

(休学)

第70条 病気その他の理由により引き続き2ヶ月以上修学することができないときは、医師の診断書又は理由書を添えて学長に届け出て、休学することができる。

第71条 病気その他の理由により修学することが不適当であると認められる者に対しては、当該学部教授会の意見を参考として、学長が休学を命ずることができる。

(休学期間)

第72条 休学の期間は、1年以内とする。

2 特別な理由があるときは、学長に届け出て、更に1年を限り休学期間を延長することができる。ただし、通算して2年を超えることはできない。

3 休学期間は、第49条に規定する在学年数に算入しない。

(復学)

第73条 休学期間中にその理由が消滅したときは、医師の診断書又は理由書を添えて学長に届け出て、復学することができる。

(退学及び転学)

第74条 退学又は他の大学へ転学を希望する者は、その理由書を添えて学長に届け出て、退学又は転学することが

できる。

(留学)

第75条 留学を希望する者は、その理由書を添えて学長に届け出て、留学することができる。

2 留学した期間は在学年数に加え、第86条第2項の規定を準用する。ただし、休学して外国で学修する場合を除くものとする。

(除籍)

第76条 次に掲げる各号の一に該当する者は、当該学部教授会の意見を参考として、学長が除籍する。

- (1) 在学年限を超えた者
- (2) 2年の休学期間を超えて、なお復学することができない者
- (3) 授業料を滞納し、督促を受けても納入しない者
- (4) 入学料の免除又は徴収猶予を申請し、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除若しくは徴収猶予の許可の告知を受け、所定の期日までに入学料を納付しない者
- (5) 行方不明の者

第4節 教育課程、履修、単位の認定及び授与

(教育課程の編成方法)

第77条 各学部又は学科は第4条に定める教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、専門の技能及び理論を教授するとともに幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養できるような教育課程を編成するものとする。

2 教育課程は、各学科の専攻に係る授業科目を必修科目、選択科目に分けて開設するものとし、必要に応じて自由科目を設けることができる。

3 学長は、前2項の教育課程等を決定する際は、当該学部教授会の意見を参考にするものとする。

(履修)

第78条 各学部は、前条に定める教育課程の編成方法に基づき学部規則、履修規程を別に定めるものとする。

2 学生は前項の学部規則、履修規程の定めるところにより、所定の課程を履修しなければならない。

第79条 卒業に必要な授業科目及び単位数は、各学部の履修規程に定めるものとする。

(単位の計算方法)

第80条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別表に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技の授業については、30時間から45時間までの範囲で別表に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、個人指導による実技の授業については、各学部が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

第81条 卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、各学部において、単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第82条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第83条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(単位の授与)

第84条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第81条に定める授業科目については、各学部の定める適切な方法により単位を与えることができる。

(授業の方法)

第85条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第86条 本学が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより学生に他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定に関し必要な事項は、各学部規則及び履修規程において別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第87条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、各学部の別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第88条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、各学部の別に定めるところにより、本学入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学入学後の本学における授業科目の履修とみなし、各学部の別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数については、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについて、第86条第2項及び第87条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(遠隔授業により修得することができる単位数)

第89条 第85条第2項の授業の方法により修得することができる単位数は60単位を超えないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、124単位を超える単位数を卒業の要件としている学科においては、第85条第1項の授業方法により64単位以上を修得しているときは60単位を超えることができる。

第5節 教職課程

(教育職員免許状)

第90条 教育職員免許状を取得しようとする者のため、教科及び教職に関する授業科目を開設する。

2 前項の授業科目及び履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

3 教育職員免許状の種類及び免許教科は、次の表のとおりとする。

表 (略)

第6節 卒業及び学位

(卒業及び学位)

第91条 大学に4年以上(第50条の在学期間の特例を適用する場合は、3年以上)在学し、各学部規則に定める単位を修得した者については、各学部教授会の意見を参考として、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して学士の学位を授与する。

3 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 賞罰

(表彰)

第92条 学生に対して表彰に値する行為があったとき、学長が、表彰することがある。

(懲戒)

第93条 学生に対して次の各号の一に該当する者あるときは、学長が、これを懲戒するものとする。

(1) 性行不良の者

- (2) 学力劣等の者
- (3) 正当の理由なく出席常でない者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第94条～第99条（略）

第5章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

（検定料等）

第100条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則（以下「費用規則」という。）の定めるところによる。

2 科目等履修生、特別聴講学生及び委託生の検定料、入学料及び授業料の額は、費用規則の定めるところによる。
（入学料の免除及び徴収猶予）

第101条 特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるときは、入学する者の願い出により入学料の全額又は半額を免除することができる。

2 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき又はその他特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるときは、入学する者の願い出により入学料の全額又は半額を徴収猶予することができる。

3 入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

（授業料の納付）

第102条 授業料は、次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、納付する者から申出があった場合には、前期分徴収の際、後期分も併せて納入することができる。

前期 年額の2分の1（納入期限4月30日まで）

後期 年額の2分の1（納入期限10月31日まで）

（授業料の徴収猶予）

第103条 特別な事情があつて、前条により難しい場合は、別に定めるところにより、授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することができる。

第104条 前条の徴収猶予又は月割分納をうけようとする者は、所定の期日までに詳細な理由書を提出し、学長の許可を得なければならない。

（授業料等の免除）

第105条 特別な事情により授業料及び寄宿料（以下「授業料等」という。）の納付が困難であると認められるときは、その者の願い出により授業料等の全部又は一部を免除することができる。

2 授業料等の免除に関し必要な事項は、別に定める。

（休学期間中の授業料免除）

第106条 休学の場合の授業料は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料を免除する。ただし、納付済の分は還付しない。

（復学後の授業料）

第107条 授業料の納入期から6か月までの間に復学した場合、次の算式により算定した授業料額をその復学の際徴収し、その後における授業料納入期からは每期分の授業料を徴収する。

$$\text{授業料} \times \frac{\text{復学当月から次の授業料納入期の前月までの月数}}{12}$$

（退学又は除籍の場合の授業料等）

第108条 退学又は除籍の場合においても、その者が在学していた期までの授業料を徴収する。ただし、第76条第3号及び第4号に該当し、除籍された者は、未納の授業料及び寄宿料を免除することができる。

第109条 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を願い出たときは、月割計算により退学の翌月以降の授業料を免除することができる。

(停学期間中の授業料)

第110条 停学期間中の授業料は、徴収する。

(寄宿料)

第111条 入寮を許可された者は、毎月始めに寄宿料を納入しなければならない。

(授業料等の還付)

第112条 納入済の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、還付しない。ただし、授業料については、入学を許可するときに納付した者が、入学年度の前年度末日までに入学を辞退した場合は、この限りでない。また、前期分授業料納入の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期の徴収時期前に休学又は退学した場合には、後期分授業料に相当する額を還付する。

第113条～第116条 (略)

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第51条に定める収容定員は同条の規定にかかわらず、平成28年度から平成30年度までは、次のとおりとする。

学 部 名	学 科 名	28年度	29年度	30年度
美 術 学 部	絵 画 科	320	320	320
	彫 刻 科	80	80	80
	工 芸 科	120	120	120
	デ ザ イ ン 科	180	180	180
	建 築 科	60	60	60
	芸 術 学 科	80	80	80
	先端芸術表現科	114	108	102
	計	954	948	942
音 楽 学 部	作 曲 科	60	60	60
	声 楽 科	216	216	216
	器 楽 科	392	392	392
	指 揮 科	8	8	8
	邦 楽 科	100	100	100
	楽 理 科	92	92	92
	音楽環境創造科	80	80	80
	計	948	948	948
	合 計	1,902	1,896	1,890

XII. 東京藝術大学音楽学部規則

改 正 昭和36年 6 月26日

最近改正 平成28年 3 月24日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 東京藝術大学音楽学部（以下「本学部」という。）の目的、教育課程の編成、学生の履修方法、卒業の要件等に関し必要な事項は、東京藝術大学学則に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(目的)

第2条 本学部は、音楽についての深い学識と高い技術を授け、音楽の各分野における創造、表現、研究に必要な優れた能力を養い、社会的要請に応える人材を育成することを目的とする。

(構成)

第3条 本学部の学科及び専攻は、別紙1のとおりとする。

(所属)

第4条 学生の所属する科は指揮科への転科を除き、入学時において決定し、その変更は許可しない。

2 指揮科への転科は、教授会の意見を参考として、学長が許可するものとする。

第5条 指揮科への転科は、邦楽科を除く各科に2年在学し、所定の単位を取得した者の中から選考するものとする。

2 前項の選考は、試験により行うものとする。

第2章 教育課程及び履修等

(教育課程等)

第6条 本学部における教育課程の授業科目、単位数及びその履修方法は、東京藝術大学音楽学部履修規程（以下「履修規程」という。）で定める。

2 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法に定める科目の単位を修得しなければならない。

3 学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法に定める科目の単位を修得しなければならない。

(入学前の既修得単位の認定)

第7条 学則第88条に規定する入学前の既修得単位の認定については、履修規定の定めるところにより、教授会の意見を参考として、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

(授業科目等)

第8条 授業科目、授業時間割及び担当教員は、学年の始めに公示する。ただし、臨時講義等についてはその都度公示する。

(履修登録)

第9条 学生は、所定の手続によって履修科目の申告を行い、担当教員の承認を得なければならない。

(履修登録単位数の上限設定)

第10条 学生が1年間に履修登録することができる単位数は、44単位を上限とする。ただし、教職に関する科目、学芸員資格に関する科目及び単位互換制度により他大学等で修得した認定単位を除く。

2 前項の規定に関わらず、3年を超えて在学している学生については、上限を定めない。

(修了試験)

第11条 各科目の修了試験は、学期末又は学年末に行うものとする。ただし、学期又は学年の中途において授業が完結するとき、又は臨時講義等にあつては、その都度これを行うことがある。

(修了試験の受験資格)

第12条 修了試験は、その科目の授業時数の3分の2以上出席した者が受けることができる。

(追試験)

第13条 前条の受験資格があつて次の各号に掲げる事由により試験を受けることができない者は、当該試験日から1週間以内に追試験願にその証明書をそえて、学部長に提出し、その許可を得て受験することができる。

- (1) 病気及び怪我の場合（医師の診断書）
- (2) 事故の場合（所轄の官署が発行する事故証明書）
- (3) 親族（配偶者、父母、兄弟姉妹及祖父母に限る。）の死亡による忌引きの場合（事実を確認出来る書類）
- (4) 教育実習（期間中及び実習のための打合せ）及び介護体験を行う場合
- (5) その他、学部長がやむを得ない理由があると認めた場合

2 追試験の成績は、当該者の得点から10%を減じたものを評価の対象とする。

（卒業試験）

第14条 卒業試験は、次のとおりとする。

- (1) 作曲科は、作品試験とする。
- (2) 声楽科、器楽科、指揮科及び邦楽科は演奏試験とする。

（卒業試験の受験資格）

第15条 卒業試験は、本学部に3年をこえて在学した者で、所定の単位の3分の2以上を取得した者が受けることができる。ただし、第20条に規定する早期卒業に関しては、この限りでない。

（卒業作品、卒業論文の提出）

第16条 卒業作品又は卒業論文は所定の日までに学部長に提出しなければならない。

（成績評価基準等）

第17条 成績評価基準は別表2のとおりとし、各授業における授業の方法及び計画並びに成績評価の方法に関しては、授業計画書等により学年の始めに公表する。

（単位の認定方法等）

第18条 単位の認定は、前条に規定する成績評価基準に基づき、試験の成績等により、授業担当教員が行う。

2 成績の評価は、秀・優・良・可及び不可の評語をもって表し、可以上を合格とし、不可は不合格とする。

（卒業要件）

第19条 本学部の卒業するためには、本学部履修規程の定めるところにより、124単位以上を修得しなければならない。

（早期卒業）

第20条 学長は、本学部に3年以上在学し、前条に定める単位を優秀な成績をもって修得した場合には、本人の申請に基づき、教授会の意見を参考として、卒業を認定することができる。

2 本学部における早期卒業の認定基準については、別に定め、公表する。

第3章 演奏

（出演）

第21条 学生は本学の演奏会又は本学が特に指定した演奏会に出演を命じられたときは、これに出演しなければならない。

（懲戒）

第22条 前条の規定に違反した者は、学則第93条及び第94条の規定により懲戒することがある。

第4章 楽器使用

（楽器の借り受け等）

第23条 学生は学修のため、特に必要があると認められるときは、本学所有の楽器を借り受けることができる。

2 前項により楽器を借り受けようとする者は、所定の借用証を提出し、学部長の許可を得なければならない。

第24条 前条により借り受けた楽器は、これを転貸してはならない。又返還を命じられたときは、直ちにこれを返還しなければならない。

第25条 借り受けた楽器を毀損した場合は、直ちにこれを返還し、本学の指示に従い修理しなければならない。又亡失若しくは修理不能のときは、本学の指示に従い弁償しなければならない。

(楽器の使用)

第26条 学生は学部長の許可を得て、指定の時間に限り本学部備品のピアノ、オルガン等を使用することができる。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

作曲科	
声楽科	
器楽科	ピアノ専攻
	オルガン専攻
	弦楽専攻
	管打楽専攻
	古楽専攻
指揮科	
邦楽科	三味線音楽専攻
	邦楽囃子専攻
	現代邦楽囃子専攻
	日本舞踊専攻
	箏曲山田流専攻
	箏曲生田流専攻
	現代箏曲専攻
	尺八専攻
	能楽専攻
	能楽囃子専攻
	雅楽専攻
楽理科	
音楽環境創造科	

別表2 (第17条関係)

評価基準			
秀	100～95	As	5
優	94～80	A	4
良	79～60	B	3
可	59～50	C	2
不可	49以下	D	1

- 1) 学科試験は100点法による。
- 2) 実技試験は100点法以外の評価基準とする。
- 3) 出席不良等によって評点できない場合は「失格」とする。

XII. 東京藝術大学音楽学部早期卒業内規

制 定 平成20年 3 月27日

最近改正 平成25年10月24日

(趣旨)

第1条 この内規は、東京藝術大学学則第50条及び東京藝術大学音楽学部規則第20条の規定に基づき、東京藝術大学音楽学部（以下「本学部」という。）における早期卒業に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象学生)

第2条 早期卒業の対象となる学生は、本学部に3年以上在学し、卒業の要件として本学部が定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者とする。

(早期卒業希望者の認定)

第3条 早期卒業を希望する者（以下「早期卒業希望者」という。）は、2年次末において、音楽学部長にその旨を申し出るものとする。

2 前項の早期卒業希望者は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 卒業に要する単位80単位以上を修得していること。
- (2) 教養科目16単位及び外国語科目8単位以上を修得していること。
- (3) すべての修得科目（入学前の既修得単位認定科目を含む。）の成績評価のうち、「優」以上が90%以上であり、「可」が含まれないこと。
- (4) 早期卒業の意志及び理由が明確であること。

3 音楽学部長は、第1項の規定による申出があったときは、教授会において前項に基づく審査を経て適格の認定をしなければならない。

(修学指導)

第4条 前条第3項の規定に基づき適格の認定を受けた早期卒業希望者の授業計画等に当たっては、指導教員の指導により行うこととする。

(卒業の要件)

第5条 早期卒業するためには、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 卒業に要する単位124単位以上を修得していること。
 - (2) すべての修得科目（入学前の既修得単位認定科目を含む。）の成績評価のうち、「優」以上が90%以上であり、「可」が含まれないこと。
- 2 教授会は、前項の要件について審査を行うこととする。

(卒業の時期)

第6条 早期卒業の時期は、3年次の3月とする。

(教育実習)

第7条 早期卒業希望者に対して、教育職員免許状取得のための科目の履修に関しては、当面の間、特別措置は行わないこととする。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、早期卒業に関し必要な事項は、教授会において別に定める。

附 則

この内規は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

XX. 東京藝術大学音楽学部履修規程

制 定 昭和46年2月23日

最近改正 平成25年10月24日

第1条 東京藝術大学音楽学部（以下「本学部」という。）における教育課程等（教職課程及び学芸員課程を含む）については、東京藝術大学学則及び東京藝術大学音楽学部規則に定めるもののほか、この規定に定めるところによる。

第2条 本学部における教育課程表は、別表のとおりとする。

第3条 学生は、卒業の要件とする授業科目の履修に際しては、学生の所属する学科、課程又は専攻の指導教員の指導により、所定の必修科目、選択科目及び自由科目を履修するものとする。

第4条 学生は、前条に規定された授業科目のほかに、本学部内において開設する科目を、また本学他学部、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター、芸術情報センター及び単位互換制度により他大学の科目を履修することができる。

2 前項の科目を履修しようとするときは、あらかじめ当該科目担当教員の承認を受けなければならない。

別表（教育課程（カリキュラム）修得単位年次表）は省略

附 則

この規程は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

XII. 東京藝術大学音楽学部における演奏活動に関わる著作権隣接権等の取扱要項

制 定 平成24年 2月28日

最近改正 平成26年 3月12日

(目的)

第1条 この要項は、東京藝術大学音楽学部及び東京藝術大学演奏藝術センター（以下「学部等」という。）において、研究・教育目的で行われる演奏活動と、その記録・保存・公開に関わる著作権隣接権等の取扱について基本的な事項を定め、もって学術活動の成果の社会的活用を図るとともに、我が国における音楽藝術の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「演奏作品」とは、構成員が学部等の主催する公演会（練習・ワークショップその他の企画事業を含む。）において演奏（歌唱その他の実演を含む。）を行った作品をいう。
- (2) 「構成員」とは、学部等に所属している全ての者（職員、学生等の身分及び特任、客員等の呼称は問わない。）をいう。
- (3) 「著作権隣接権等」とは、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第89条第1項に規定する実演家の著作権隣接権その他記録・保存・公開に関わる肖像権等の権利を含む。

(著作権隣接権等の帰属)

第3条 演奏作品の著作権隣接権等は、別途合意のない限り、学部等との関係ではその演奏を行った構成員個人（以下「著作権隣接権者」という。）に帰属する。

(利用許諾)

第4条 著作権隣接権者は、その演奏作品について、学部等に対し次の各号に掲げる利用を将来にわたって無償で許諾するものとする。

- (1) 演奏作品の記録に必要な録音・録画及びその編集
- (2) 演奏作品の保存に必要な CD-ROM 等のメディアやサーバへの複製
- (3) メディアの配布・販売・貸与、インターネット等を通じた配信その他の提供
- (4) ホームページや印刷物等における広報利用
- (5) 上記各号に定める行為の第三者に対する再許諾
- (6) その他学部等において必要とする利用

(楽曲著作権等の取扱)

第5条 演奏に用いられる楽曲に著作権が存在する場合又は楽譜の貸与契約が必要な場合には、当該演奏活動の責任者たる構成員が適切な契約処理を行う。構成員は、その実演が第三者の著作権その他の権利を侵害しないよう、十全の配慮を行うものとする。

(音楽事務所等との関係)

第6条 構成員が、音楽事務所・レコード会社等との間で著作権隣接権等の取扱を含む契約等を個別に行っている場合には、その旨を学部等に報告するとともに、この要項を含む本学諸規則及び関係法令に基づき必要な処理を行うものとする。

(退職・卒業後の取扱)

第7条 構成員が退職、卒業、修了又は退学した場合においても、在職又は在籍中に行われた演奏に関する著作権隣接権等の取扱については、この要項の定めるところにより行うものとする。

(事務)

第8条 この要項に関わる事務は、学部等事務部が行う。

(例外の取扱)

第9条 記録保存された演奏作品について、第4条第3号、第4号又は第5号を適用することが適当でないと著作権隣接権者が判断した場合、その旨を音楽学部長に申出ることができる。

2 前項の申出があった場合、音楽学部長は著作権隣接権者と協議のうえ、別に取扱うことができる。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、演奏作品の取扱に関し必要な事項は、音楽学部長が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

略記法

55.12.11 教務委員会決定

科・声種・楽器名		略記法	科・声種・楽器名		略記法
作曲			室内楽		
声楽	独唱		古楽	チェンバロ	Cemb
	オペラ			バロック声楽	BVo
	ソプラノ	S		バロック・ヴァイオリン	BVn
	メゾソプラノ	Ms		バロック・チェロ	BVc
	アルト	A		リコーダー	Rec
	テノール	T		フォルテピアノ	FP
	バリトン	Br		バロック・オルガン	BOrg
	バス	B	指揮		
ピアノ		Pf	楽理・音楽学		
オルガン		Org	音楽教育		
弦楽	ヴァイオリン	Vn	ソルフェージュ		
	ヴィオラ	Va	境音 創楽 造環	音楽音響創造	
	チェロ	Vc		芸術環境創造	
	コントラバス	Cb	邦楽		
	ハープ	Hp	(略記法の表現について) 1. 原則として、2字以内にまとめた。 2. 原則として、頭文字は大文字を使い、2字目は小文字とした。 3. 科名等を表現するときは日本語のままとし、専攻（声種・楽器名）を略記法の対象とした。 以上		
木管	フルート	Fl			
	オーボエ	Ob			
	クラリネット	Cl			
	ファゴット	Fg			
	サクソフォン	Sx			
金管	ホルン	Hr			
	トランペット	Tp			
	トロンボーン	Tb			
	チューバ	Tu			
	ユーフォニアム	Euph			
打楽器		Pc			

※ 平成16年6月10日一部改正

※ 平成23年2月28日一部改正